

産 業 廃 棄 物
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物

処分業、積替えのための保管を含む収集運搬業

許可の手引き

令和7年（2025年）4月改訂

滋 賀 県

目次

1. 産業廃棄物とは何か	1
(1) 「廃棄物」とは	1
(2) 「産業廃棄物」とは	1
(3) 「特別管理産業廃棄物」とは	1
2. 産業廃棄物処理業の許可	6
3. 許可の要件	7
(1) 施設に関する基準	7
(2) 申請者の能力に関する基準	10
(3) 経理的基礎に関する基準	11
(4) 欠格要件	12
4. 許可等申請	13
(1) 許可申請等の手続きについて	13
(2) 許可申請書等提出先等について	20
(3) 申請時の添付書類の一部省略について	21
(4) 許可申請について	22
(5) 審査について	22
(6) 許可証の交付について	22
(7) 更新許可申請について	22
5. 生活環境影響調査	24
6. 処理施設等完了検査	34
7. 許可申請等様式	37
(1) チェックリスト	37
(2) 申請様式	37
(3) 添付書類様式	37

本手引きで用いる法令の省略形

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

1. 産業廃棄物とは何か

(1) 「廃棄物」とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用^(注1)し、または他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のもの^(注2)です。

(注1) 「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいいます。

(注2) 放射性物質やこれによって汚染された物ならびに残土は除きます。

(2) 「産業廃棄物」とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などで表1に掲げるものです。

(3) 「特別管理産業廃棄物」とは

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので表2に掲げるものです。

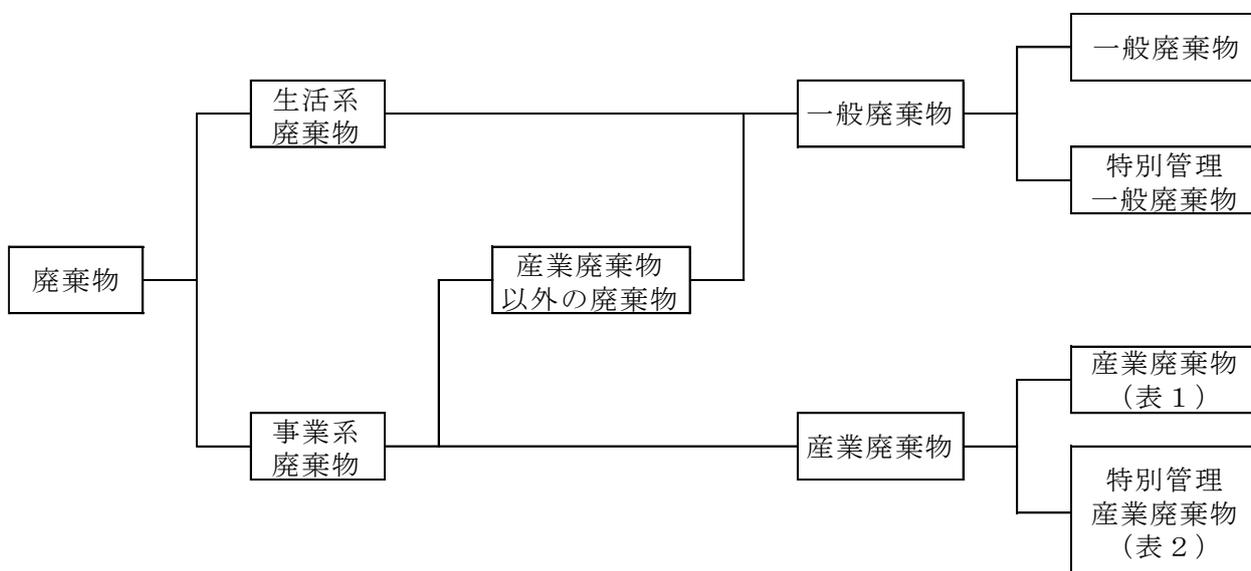


表1 産業廃棄物の種類

種類		限定	具体例
1	燃え殻		
1	燃え殻		焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2	汚泥		工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす (注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物
3	廃油		鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ
4	廃酸		廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ		廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状および液状のすべての合成高分子系化合物
7	紙くず	※	紙、板紙くず、障子紙、壁紙 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業および印刷物加工業に係るものならびにPCBが塗布され、または染み込んだものに限る。』
8	木くず	※	おがくず、パーク類、木製パレット、木製リース物品 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業および輸入木材の卸売業に係るものならびにPCBが染み込んだもの、物品賃貸業に係る木くずに限る。』 (注) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずについては、業種の限定はありません。
9	繊維くず	※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳（い草）、カーテン 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものおよびPCBが染み込んだものに限る。』
10	動植物性残さ	※	あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚および獣のあら 『食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物』
11	動物系固形不要物	※	と畜場（と畜場法）および食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律）における処理時に排出される固形状の不要物
12	ゴムくず		天然ゴムくず
13	金属くず		鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず
14	ガラスくず		ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず
15	鉱さい		高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭粉炭かす、鋳物砂
16	がれき類		工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物
17	動物のふん尿	※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿 『畜産農業に係るものに限る。』
18	動物の死体	※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体 『畜産農業に係るものに限る。』
19	ばいじん		ばい煙発生施設（大気汚染防止法）、特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法。ダイオキシン類を発生し、大気中に排出するものに限る。）、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじんであって、集じん施設により集められたもの
20	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など。13号廃棄物と呼ばれることもあります。）		

(注) 各産業廃棄物の定義は法令にて確認してください。

(注) ※印については業種などの限定があります。（『 』などにより記しています。）

(注) 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築または除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。石綿を含む建材等で、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管、Pタイル、窯業系サイディングなど）。対象となる産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類が想定されます。

(注) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物の対象は次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったもの。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第2条第1号または第3号に該当する水銀使用製品のうち次表に掲げるもの
- ② ①を材料または部品として用いて製造される水銀使用製品（次表の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①②のほか、水銀またはその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

1	水銀電池				
2	空気亜鉛電池				
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	24	放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	×
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	25	水銀抵抗原器	
5	H I D ランプ（高輝度放電ランプ）	×	26	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びH I D ランプを除く。）	×	27	傾斜計	
7	農薬		28	水銀圧入法測定装置	
8	気圧計		29	周波数標準機	×
9	湿度計		30	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
10	液柱形圧力計		31	容積形力計	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	32	滴下水銀電極	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	33	参照電極	
13	真空計	×	34	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
14	ガラス製温度計		35	握力計	
15	水銀充満圧力式温度計	×	36	医薬品	
16	水銀体温計		37	水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		38	塩化第一水銀の製剤	
18	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		39	塩化第二水銀の製剤	
19	温度定点セル		40	よう化第二水銀の製剤	
20	顔料	×	41	硝酸第一水銀の製剤	
21	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		42	硝酸第二水銀の製剤	
22	灯台の回転装置		43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
23	水銀トリム・ヒール調整装置		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 20の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

(注) 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等の対象は以下のとおり（特別管理産業廃棄物を除く。）。

- ・ばいじん、燃え殻、汚泥または鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するもの
- ・廃酸または廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するもの

表2 特別管理産業廃棄物の種類

種類	具体例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの)	
廃アルカリ	pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの)	
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた感染性病原体が含まれもしくは付着しているまたはこれらのおそれがある廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、汚泥等の廃棄物、感染性病原体が含まれもしくは付着しているまたはこれらのおそれがある輸入された廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布されまたは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが付着しまたは封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(判定基準(表3)を超えるものまたは適合しないもの)
	廃水銀等、その処理物	水銀回収施設や水銀を媒体とする測定機器、研究機関等の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、当該廃水銀等を処分するために処理したもの(水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないもの)
	廃石綿等	廃石綿および石綿が含まれまた付着している廃棄物のうち飛散するおそれのある石綿建材除去事業にかかるもの(除去された吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パライト保温材等、用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等)、特定粉じん発生施設において生じたもの(集じん施設によって集められた石綿、工場等で用いられた防じんマスク、集じんフィルター等)および輸入されたもの(集じん施設で集められた石綿、防じんマスク、集じんフィルター等)
	鉍さい、その処理物	有害物質の判定基準(表4)を超えるものまたは適合しないもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、これらの処理物	有害物質の判定基準(表4)を超えるものまたは適合しないもの ダイオキシン類に係る有害物質の判定基準(表5)を超えるもの(特定の施設において生じたものに限る)
廃油、その処理物	廃溶剤(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)に限り、特定の施設において生じたもの、当該廃油を処分するために処理したもの(基準に適合しないもの)	
輸入された廃棄物等(ばいじん、燃え殻、汚泥、これらの処理物)	① 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じたばいじん(集じん施設によって集められたもの)及びその処理物で基準に適合しないもの ② 輸入廃棄物をDXN特措法特定施設である廃棄物焼却炉で焼却して生じたばいじんまたは燃え殻であって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの(ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、汚泥にあつては排ガス洗浄施設、湿式集じん施設または汚水等を排出する灰の貯留施設を設置する工場等で生じたもの) ③ 輸入廃棄物であるばいじん(集じん施設で集められたもの) ④ 輸入廃棄物である燃え殻および汚泥であつてダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの	

(注) 各特別管理産業廃棄物の定義は法令にて確認してください。

表3 PCB処理物の判定基準

廃棄物の種類	溶出量	含有量
廃油	—	0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ	—	0.03 mg/L
廃プラスチック類、金属くず	PCBが付着していない、または封入していないこと	
陶磁器くず	PCBが付着していないこと	
上記以外のもの	0.003 mg/L	—

表4 有害物質の判定基準

有害物質の種類	燃え殻、鉱さい、ばいじん、 これらの処理物 ³⁾	汚泥、その処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリ、 これらの処理物 ³⁾
	溶出量 (mg/L)	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 ¹⁾	0.005	0.05
カドミウムまたはその化合物	0.09	0.09	0.3
鉛またはその化合物	0.3	0.3	1
有機りん化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
ヒ素またはその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン	—	0.03	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレンまたはその化合物	0.3	0.3	1
1,4-ジオキサン	0.5 ^{1) 2)}	0.5	5

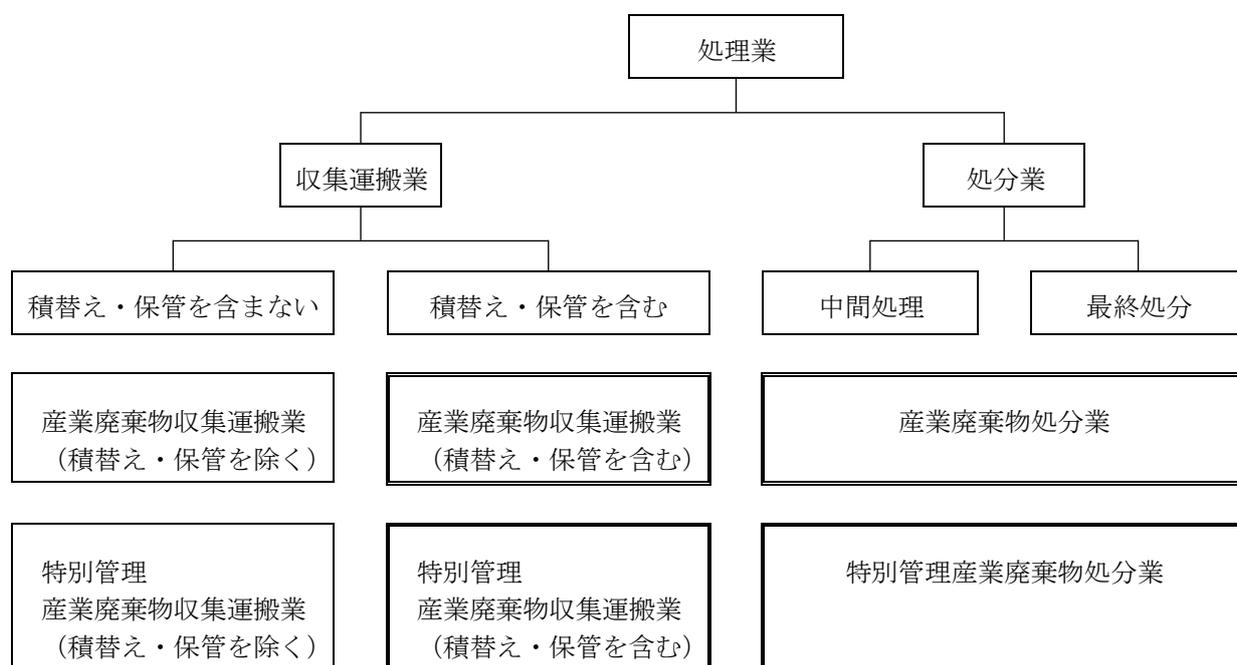
1) 燃え殻、その処理物を除く 2) 鉱さい、その処理物を除く 3) 処理物については、その性状が廃酸廃アルカリの場合は溶出量の基準が、廃酸廃アルカリ以外の場合は含有量の基準が適用される。

表5 ダイオキシン類の判定基準

廃棄物の種類	含有試験
廃棄物焼却施設によって集められたばいじん、燃え殻	(廃酸、廃アルカリ以外)
製鋼用電気炉ならびにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉および乾燥炉において生じたばいじん	3 ng-TEQ/g
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を有する工場等において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ	(廃酸、廃アルカリ)
上記廃棄物を処分するために処理したもの	100 pg-TEQ/L

2. 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物処理業の種類（許可の区分）



積替え・保管を含まない	排出元から集めた廃棄物を、中間処理施設または最終処分先等に直接運ぶこと。
積替え・保管を含む	収集した廃棄物を積替え・保管施設において積替え・保管し、中間処理施設または最終処分先等に運ぶこと。
中間処理	焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化すること。 特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でなくすること。
最終処分	法に定める基準に従った構造を有する施設（最終処分場で）、廃棄物を埋め立てること。

3. 許可の要件

許可を受けるためには、事業の用に供する施設および申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 施設に関する基準

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業および(特別管理) 産業廃棄物処分業の施設に関するそれぞれの基準は次のとおりです。

ア. 産業廃棄物収集運搬業

1. 産業廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れるおそれのない運搬車、運搬容器、その他の運搬施設を有すること。
2. 積替施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散が生じないように必要な措置を講じた施設であること。 <ul style="list-style-type: none">・積替施設の設置場所は、周辺の生活環境の保全が十分確保できるよう配慮されたものであること。・積替えまたは保管は屋内で行うことが望ましく、積替えまたは保管を行う廃棄物の種類に応じて産業廃棄物処理基準を満足できる措置を講じたものであること。

イ. 特別管理産業廃棄物収集運搬業

1. 特別管理産業廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
2. 廃油、廃酸または廃アルカリの収集または運搬をする場合	当該廃油、廃酸または廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸または廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
3. 感染性産業廃棄物の収集または運搬をする場合	当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
4. 廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物の収集または運搬をする場合	応急措置設備等および連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
5. その他の特別管理産業廃棄物の収集または運搬をする場合	収集または運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集または運搬に適する運搬施設を有すること。
6. 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散が生じないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。 <ul style="list-style-type: none">・積替施設の設置場所は、周辺の生活環境の保全が十分確保できるよう配慮されたものであること。・積替えまたは保管は屋内（貯蔵タンクを含む。）で行うこととし、特別管理産業廃棄物処理基準を満足できる措置を講じた建物等とする。	

ウ. 産業廃棄物処分量

中間処理業	
1. 汚泥を処分する場合	当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
2. 廃油を処分する場合	当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
3. 廃酸または廃アルカリを処分する場合	当該廃酸または廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
4. 廃プラスチック類を処分する場合	当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
5. ゴムくずを処分する場合	当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
6. その他の産業廃棄物を処分する場合	処分を行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
7. 保管施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散が生じないように必要な措置を講じた施設であること。	

埋立処分量
埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場およびブルドーザーその他の施設を有すること。

エ. 特別管理産業廃棄物処分量

中間処理業	
1. 廃油を処分する場合	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備および処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
2. 廃酸または廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）を処分する場合	腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸または廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸または廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
3. シアン化合物を含む廃酸または廃アルカリまたは当該廃酸または廃アルカリを処分するために処理したものを処分する場合	当該廃酸または廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸または廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

4. 感染性産業廃棄物を処分する場合	当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
5. 廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物を処分する場合	当該廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
6. 廃水銀等を処分する場合	当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
7. 廃石綿等を処分する場合	当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
8. 水銀もしくはその化合物を含む汚泥または当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
9. シアン化合物を含む汚泥または当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
10. 汚泥（7. および8. に掲げるものを除く。）を処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
11. その他の特別管理産業廃棄物を処分する場合	当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であつて、必要な附帯設備を備えたものを有すること。
<p>12. 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管は建築物内部で行うこと。 ・積替えまたは保管は屋内（貯蔵タンクを含む。）で行うこととし、特別管理産業廃棄物処理基準を満足できる措置を講じた建物等とする。 	

埋立処分業
<p>1. 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量および性状を管理できる附帯設備を備えたものならびにブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>2. 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。</p>

(2) 申請者の能力に関する基準

次に掲げる者が、(特別管理) 産業廃棄物処理業を的確に行うに足る知識および技能を有していなければならない。滋賀県では、(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の該当する課程を修了することで、知識および技能を有しているとみなしています。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物処理施設を設置する場合は、技術管理者の設置が必要です。詳しくは、「産業廃棄物処理施設等の申請に関する手引き」をご覧ください。

1. 申請者が法人の場合

役員または令第 6 条の 10 に規定する使用人 (以下「政令で定める使用人」という。)

注 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものです。

- ・本店または支店 (商人以外の者にあつては、主たる事務所または従たる事務所)
- ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬または処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

2. 申請者が個人の場合

申請者または政令で定める使用人

講習会の課程と許可申請の区分

講習会の課程	許可申請の区分											
	産業廃棄物						特別管理産業廃棄物					
	収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業		
	新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更
産業廃棄物収集運搬業に関する新規許可講習会	○	○	○									
特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する新規許可講習会	○	○	○				○	○	○			
産業廃棄物収集運搬業または特別管理産業廃棄物収集・運搬業に関する更新許可講習会	注	○	○				注	○	○			
産業廃棄物処分業に関する新規許可講習会				○	○	○						
特別管理産業廃棄物処分業に関する新規許可講習会				○	○	○				○	○	○
産業廃棄物処分業または特別管理産業廃棄物処分業に関する更新許可講習会				注	○	○				注	○	○

○講習会修了証の有効期限は、本申請受付時点において、修了の日から起算して新規許可講習会は5年、更新許可講習会は2年です。

○変更許可申請において、直近の許可申請に添付した講習会の修了証を添付する場合には有効期限切れでも可とします。

※ただし、当該講習会修了者が引き続き役員または政令で定める使用人が引き続き在任していることが必要です。

注：すでに他の行政庁で許可を取得している処理業の区分と同じ区分の許可申請を行う場合、または個人で許可を取得している事業者が法人化して新規許可申請する場合のみ更新講習会でも可としますので、詳しくは許可の申請先に確認してください。

なお、許可期限までに更新許可を行わないことによる許可の失効に伴う新規許可については、許可の失効後3ヶ月以内に許可申請を行った場合に限り、更新講習会でも可とします。

講習会実施団体

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
TEL 03-5275-7115 <https://www.jwnet.or.jp/>

講習会受講の問い合わせ先および申込先

各都道府県産業資源循環協会等
滋賀県においては、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
TEL 077-521-2550 <http://shiga-sanpai.org/>

(3) 経理的基礎に関する基準

申請者は（特別管理）産業廃棄物処理業（以下「処理業」という。）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有していることが必要です。

このため、経理状況が健全で、かつ、産業廃棄物処理業を行うために必要な資金が確保されており、また、処理業の用に供する施設等の維持管理費用や未処理の廃棄物の適正な処理に関する費用の留保、最終処分業者にあっては埋立処分終了後の維持管理に関する費用の積み立てなども審査の対象となります。

経理的基礎を有すると判断されるためには、『利益が計上できていること』、『債務超過の状態でないこと』等が必要です。

経理的基礎を確認するため、必要と認められる場合は、書類の追加等を求めますので、後掲の「産業廃棄物処分業等の許可申請における経理的基礎に関する追加資料等について」を参考に必要な書類を作成してください。

（注）民事再生法による再生手続または会社更生法による更生手続が開始された法人は、経理的基礎を有しないと判断されるケースがあるため、あらかじめご相談ください。

(4) 欠格要件

申請者（法人の役員、株主または出資者、政令で定める使用人も対象となります。）が次のいずれにも該当しないことが必要です。

なお、許可後においても、いずれかに該当した場合、当該許可の取り消しなどの処分がされます。

欠格要件

法第14条第5項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

第7条第5項第4号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
（参考）規則第2条の2の2

法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪（※2）若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む（※3）。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（※4）がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※1 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※2 「刑法の罪」とは、第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）

※3 「同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、一定比率以上（5%以上）有する株主および出資者も含まれます。

※4 法定代理人が法人である場合においては、その役員も含まれます。

4. 許可等申請

(特別管理) 産業廃棄物の積替え保管を含む収集運搬業や処分業(以下「産業廃棄物処理業」という。)を行おうとする場合、産業廃棄物処理業に係る積替え保管施設や処分のための施設(以下「処理施設等」という。)を設置しようとする事業場の地域を管轄する都道府県知事、政令市にあつては、市長(以下「都道府県知事等」という。)の許可が必要です。

許可を受けた後でないとい、これらの事業を行うことはできません。
当該許可を受けるためには、法に定める基準に適合することが必要です。

滋賀県では、これら許可申請等を行う前に、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づき滋賀県知事との事前協議等が必要となります。

また、処理施設等が法第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)に該当する場合は、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要です。

産業廃棄物処理業と同じく、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請についても、要綱に基づき知事との事前協議が必要となります。

産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きについては、「産業廃棄物処理施設に関する許可の手引き」を確認してください。

(1) 許可申請等の手続きについて

ア. 要綱に基づく手続き

新たに(特別管理)産業廃棄物の積替え・保管を含む収集運搬業や処分業を行おうとする場合、または許可された事業の範囲の変更あるいは施設(収集運搬車両を除く)の変更を行おうとする場合は、産業廃棄物の処理に関する計画(以下「事業計画」という。)ならびに産業廃棄物の処理に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)について、地元説明会の開催を定めています。

また、許可申請書等の提出までの知事との事前協議を規定しています。

事前協議から事前協議終了までの手続きの手順は、15ページの事前協議の手順のとおりです。
手続きにおける留意事項については、16～17ページを参考にしてください。

また、許可等の申請については、18ページの事前協議終了後における許可等申請に係る事務処理の手順のとおり、事前協議終了後に行っていただくこととなります。

地元説明会について

1. 対象地域

対象となる地域については、影響が及ぶと考えられる範囲を生活環境影響調査実施計画で示したうえで、影響の及ぶ範囲にある市町に対して事前に事業計画等の説明を行い、影響の及ぶ範囲にある自治会等に関する情報を得てください。

2. 地元説明会

事業計画および生活環境影響調査実施計画に関する説明会ならびに生活環境影響調査結果に関する説明会をそれぞれの段階で実施し、説明会ごとに議事録をとりまとめてください。

3. 議事録の確認

説明会を開催した自治会等に議事録の内容を確認していただいたうえで、確認されたことが判るよう、議事録への複数名以上の役員等の方の署名、あるいはこれに代わる書類を添付してください。

※ 議事録は、許可等の審査における参考書類として、産業廃棄物の処理に係る周辺地域の生活環境への影響について関係地域住民からの意見を把握するために求めているものです。

イ. 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査の実施にあたっては、24 ページの「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」および 27 ページの「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドライン」に基づき実施してください。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可あるいは変更許可の手続きが必要な場合は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づく対応についても必要となります。

ウ. 事前協議書ならびに許可申請書等の提出について

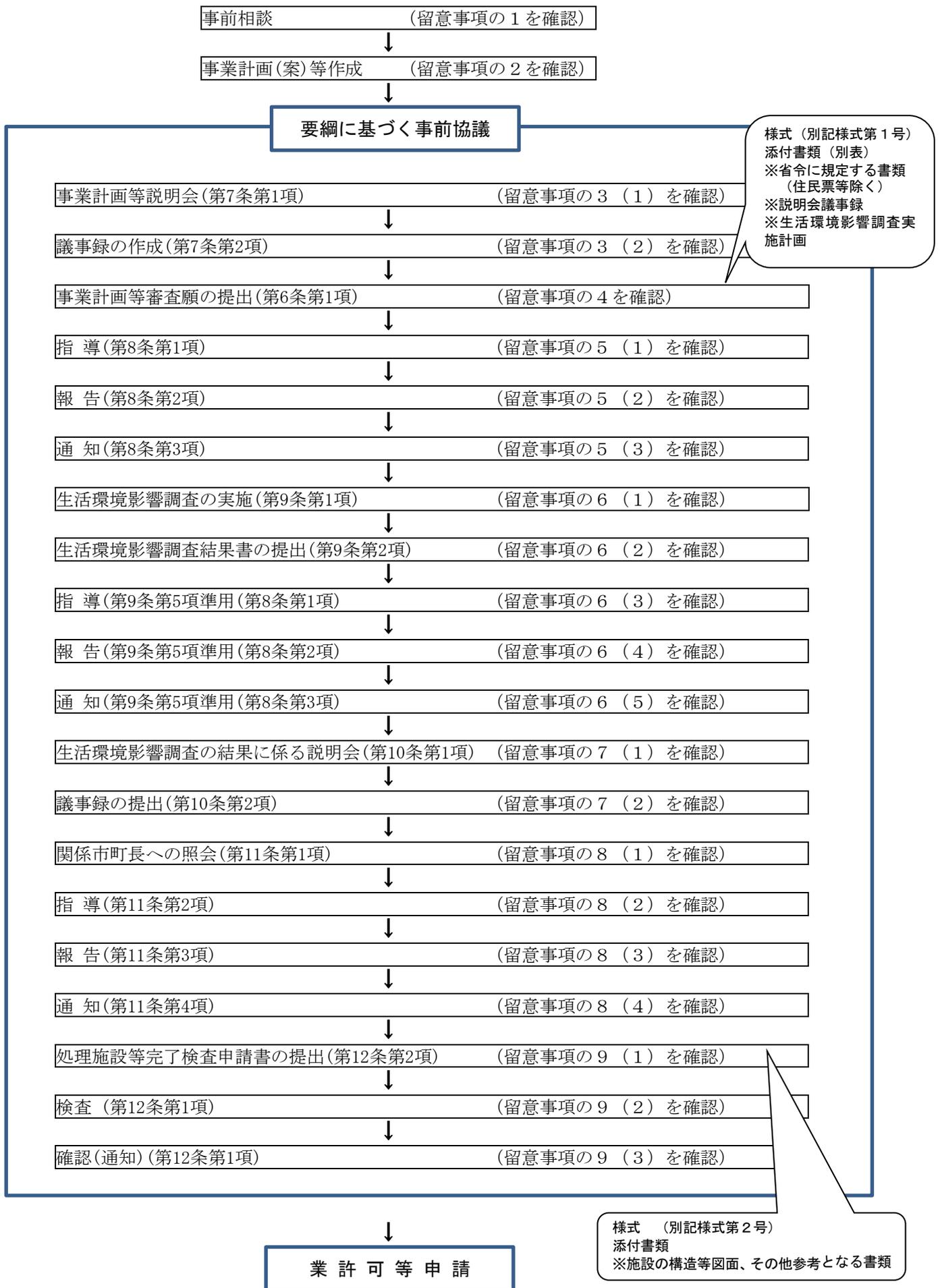
事前相談を行い、事業計画（案）等が作成できたら、産業廃棄物処理業について、要綱に基づく事前協議を行ってください。事前協議は、事業計画等審査願に関係書類を添付のうえ、地域を管轄する環境事務所へ提出してください。

第 15 条第 1 項に定める産業廃棄物処理施設の許可等の申請が伴う場合は、産業廃棄物処理施設設置許可等についての事業計画等審査願も併せて提出してください。

産業廃棄物処理業許可申請書等を提出していただく時期は、35 ページの産業廃棄物処理業許可等申請の時期にあるとおり、事業に伴う処理施設等が設置され、適正に設置されたことについて滋賀県知事が確認した後となります。

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を伴う場合は、35 ページの産業廃棄物処理業許可等申請の時期にあるとおり、法第 15 条の 2 第 5 項に基づく使用前検査終了の通知を受けた後となります。産業廃棄物処理施設以外の処理施設等の設置等の場合は、要綱第 12 条第 1 項に規定する知事の確認を受け、当該処理施設等に係る事業計画に適合している旨の確認の通知を受けた後となります。

要綱に基づく産業廃棄物処理業の許可等（生活環境影響調査および地元説明会を要する変更届を含む）に係る事前協議（要綱第5条）の手順



要綱に基づく産業廃棄物処理施設等の許可等に係る事前協議（要綱 第5条）における留意事項

事務の内容	関係地域住民	関係行政機関(市町等)	申請者	県	留意事項
1. 事前相談		② ← ● → ①			① 産業廃棄物処理施設の設置等を計画されている地域を管轄する環境事務所に手続きについて確認してください。 ② 土地利用などの他法令等の手続きについては、申請者において事前に確認し、必要な手続き等を行っておいてください。 なお、地元説明会の対象となる自治会等については関係市町から情報を得てください。
2. 事業計画(案)等作成			■		○ 事業計画(案)の作成 設置等を計画されている産業廃棄物処理施設について、廃棄物の処理にする事業計画(案)を作成してください。 ○ 生活環境影響調査実施計画(案)の作成 事業計画(案)等に基づき産業廃棄物処理施設の設置や設置後の処理に伴う周辺生活環境への影響についての予測調査に関する実施計画書(案)を作成してください。
3. 事業計画等説明会 (1) 事業計画等説明会の開催 (要綱第7条第1項) (2) 議事録の作成 (要綱第7条第2項)	○ ← ○ ←		(1) (2)		(1) 関係地域を対象に事業計画(案)ならびに生活環境影響調査実施計画(案)についての説明会を開催してください。 (2) 事業計画等説明会の議事録を作成してください。 注意 ○ 事業計画等説明会は地域の方々の理解を得ることを心がけてください。 ○ 議事録は地元の役員の方に内容の確認をしてもらってください。また、内容が確認されたことがわかるよう、複数名以上の役員の方の議事録への署名あるいはこれにかわる書面を作成してください。 ○ 説明会の結果により事業計画(案)や生活環境影響調査実施計画(案)の修正が必要な場合は修正してください。
4. 事業計画等審査願の提出 (要綱第6条第1項)			■ → ○		要綱第6条第1項に定める事業計画等審査願に同条第2項に定める書類を添付のうえ提出してください。
5. 事業計画等審査願に対する指導等 (1) 事業計画等審査願に対する指導 (要綱第8条第1項) (2) 指導事項に係る対応結果の報告 (要綱第8条第2項) (3) 審査指導結果の通知 (要綱第8条第3項)			○ ← (1) (2) → ○ ○ ← (3)		(1) 県は申請者へのヒアリングや現地調査などを踏まえ審査を行い、必要な指導をします。なお、必要と認められる場合は、生活環境影響調査審査委員に意見を聞くこともあります。 (2) 申請者は上記(1)の指導事項への対応結果について県に報告してください。 (3) 県は事業計画等審査願または(2)による報告の内容が適当と認められたときは、その旨を申請者に通知します。

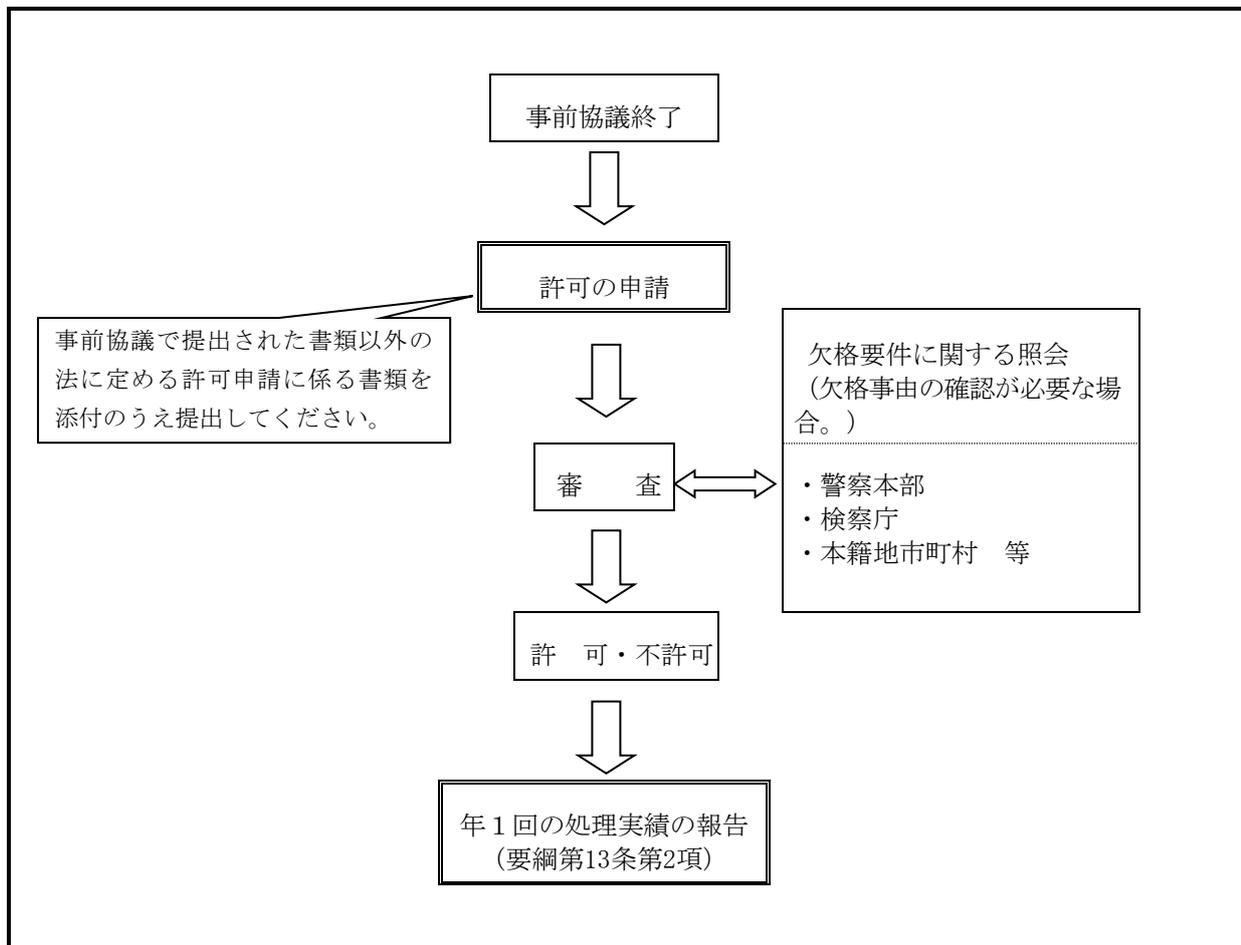
※次ページに続きます。

事務の内容	関係 地域住民	関係 行政機関 (市町等)	申請者	県	留意事項
6. 生活環境影響調査の実施 (1) 生活環境影響調査の実施 (要綱第9条第1項) (2) 生活環境影響調査結果書の提出 (要綱第9条第2項) (3) 生活環境影響調査結果書に対する 指導 { 要綱第9条第5項で準用する 要綱第8条第1項 (4) 指導事項に係る対応結果の報告 { 要綱第9条第5項で準用する 要綱第8条第2項 (5) 審査指導結果の通知 { 要綱第9条第5項で準用する 要綱第8条第3項			● ■ → ○ ○ ← (3) (4) → ○ ○ ← (5)		(1) 要綱第8条第3項に基づく通知を受けた後、申請者は生活環境影響調査を実施することになります。 (3) 生活環境影響調査の調査結果について審査を行い、必要な指導をします。なお、必要と認められる場合は、生活環境影響調査審査委員に意見を聞くこともあります。 (4) 申請者は上記(3)の指導事項への対応結果について県に報告してください。 (5) 県は生活環境影響調査結果書または上記(4)による報告の内容が適当と認められたときは、その旨を申請者に通知します。
7. 生活環境影響調査結果説明会 (1) 生活環境影響調査結果説明会の開催 (要綱第10条第1項) (2) 議事録の作成および提出 (要綱第10条第2項)	○ ←		(1) (2) ■ → ○		(1) 関係地域を対象に生活環境影響調査結果について説明会を開催してください。 (2) 生活環境影響調査結果説明会の議事録を作成し、県へ提出してください。 注意 ○ 議事録は地元の方の役員の方に内容の確認をしてもらってください。また、内容が確認されたことがわかるよう、複数名以上の役員の方の議事録への署名あるいはこれにかわる書面を作成してください。
8. 関係市町長への照会等 (1) 関係市町長への照会 (要綱第11条第1項) (2) 市町長の意見等による指導 (要綱第11条第2項) (3) 指導事項の整備および報告 (要綱第11条第3項) (4) 審査指導結果の通知 (要綱第11条第4項) (5) 事前協議にかかる施設の工事着手		○ ← → ■ ○ ← ■ ○ ← ○ ○ ← ■ ○ ← ■	○ ○ ○ ← ■ ○ ← ■ ■		(1) 県は関係市町長に対し、周辺環境の保全上の見地からの意見やその他参考となる意見を求めます。 (2) 上記(1)の市町長意見に基づき必要な指導をします。 ・生活環境保全上の意見 ・他法令の支障の有無 ・民意等 (3) 上記(2)による指導事項への対応結果について県に報告してください。 (4) 県は、上記(2)または(3)における報告の内容が適当と認められたときは、その旨を申請者に通知します。あわせて、関係市町長にも通知します。 (5) (4)の通知後に工事等を着手してください。なお、法第15条第1項に定める施設は産業廃棄物処理施設設置等許可を受けた後でないとい工事等に着手することはできません。
9. 処理施設等完了検査等 (1) 処理施設等完了検査申請書の提出 (要綱第12条第2項) (2) 処理施設等完了検査の実施 (要綱第11条第2項) (3) 処理施設等完了検査結果による適合 確認通知			■ → ○ ● ← → □ ○ ← ■		(1) 8. (5)の要綱に定める処理施設等完了検査申請書(様式第2号)に必要な図面、書類を添付し県へ提出してください。 (2) 県は(1)の完了検査申請書を受理し、計画された施設等に係る事業計画への適合について確認のための検査を実施します。 (3) 県は(2)の確認検査の結果、事業計画へに適合していると確認した場合は、申請者に対してその旨を通知します。

・県とは、環境事務所または循環社会推進課をいいます。

・法第15条第1項に定める施設(産業廃棄物処理施設)の事前協議から使用前検査についての手続きについては、産業廃棄物処理施設可申請書等様式集により手続きをしてください。(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請は、9. (3)処理施設等完了検査結果による適合通知以降に行っていただくこととなります。

事前協議終了後における許可申請等に係る事務処理の手順



事前協議が必要な産業廃棄物処理業の許可申請、変更届については、事業の用に供する施設（処理施設等）が事業計画に適合していることを県が確認した後に申請等していただくことになります。

エ. 関連する法律等について

産業廃棄物処理業の事業に関連する処理施設や建物等を設置する場合は、関連する法律等があります。これら関係法令等との整合を図る必要がありますので、事前にこれら法令を所管する部局に確認し必要な手続きなどについて確認しておいてください。

なお、これら関係法令等以外にも地域における独自の規定も考えられますので、十分に確認および調整をしておく必要があります。

関係法令等の例

土地 利用 計画 画面	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・建築基準法 ・土地区画整理法 ・文化財保護法 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・生産緑地法
生活 環境 保全面	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・振動規制法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・浄化槽法 ・土壌汚染対策法 ・滋賀県公害防止条例 ・滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
その他 自然 環境 保全面	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法 ・滋賀県環境影響評価条例 ・自然公園法 ・都市緑地保全法 ・鳥獣保護狩猟に関する法律 ・森林法 ・都市公園法 ・自然環境保全法 ・農用地の土壌の汚染の防止に関する法律 ・水産資源保護法 ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・滋賀県立自然公園条例 ・滋賀県自然環境保全条例 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ・ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
防災 画面	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・水資源地域対策特別措置法 ・地すべり等防止法 ・砂防法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・宅地造成等規制法

(2) 許可申請書等提出先等について

ア. 問い合わせ先および管轄地域

	所在地	電話番号	管轄地域
琵琶湖環境部 循環社会推進課（県庁）	〒520-8577 大津市京町4丁目1-1	077-528-3474	※
南部環境事務所	〒525-8525 草津市草津3丁目14-75	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6133	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、蒲生郡（日野町、竜王町）
湖東環境事務所	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2255	彦根市、愛知郡（愛荘町）、 犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）
湖北環境事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6066	高島市

※ 大津市内において処理施設等を設置しようとする場合は、大津市環境部産業廃棄物対策課（電話 077-528-2062）に問い合わせてください。

イ. 許可申請書等の提出部数および提出先

許可申請等の内容	提出部数	提出先
「滋賀県産業廃棄物の適正処理に関する要綱」に基づく地元説明会や生活環境影響調査の実施が必要となる許可申請、変更届等	※1部	事業計画地を管轄する環境事務所。
上記以外の届出	1部	注 既に県内において積替えのための保管を含む収集運搬業あるいは処分業の許可を取得している場合は、当該許可の申請を行った環境事務所。 この場合、提出部数は環境事務所の指示に従ってください。
同時に法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請が行われる場合		

・控えを必要とされる場合は、申請者において作成してください。

※生活環境影響調査計画書および結果書等については、別途12部必要です。

ウ. 審査手数料

（令和7年4月1日現在）

業の区分	申請の区分		
	新規	変更	更新
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73,000円
産業廃棄物処分業	100,000円	92,000円	94,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

・滋賀県収入証紙により納付してください。

(3) 申請時の添付書類の一部省略について

●先行許可証の提出について

新規許可、更新許可、事業範囲変更許可、いずれの場合であっても、先行許可証の写しを申請書に添付することで、添付書類を省略できます。

詳しくは「先行許可証の提出に係る申立書」を確認してください。

先行許可証として利用できる許可証は、許可証に記載されている「規則第9条の2第8項(等)の規定による許可証の提出の有無」欄が「無」となっているものです。

先行許可証として利用できる許可証であるか否かは、事前に確認してください。

省略できる添付書類

<申請者が個人である場合>

- ・申請者の住民票の写し
- ・申請者の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・誓約書 等

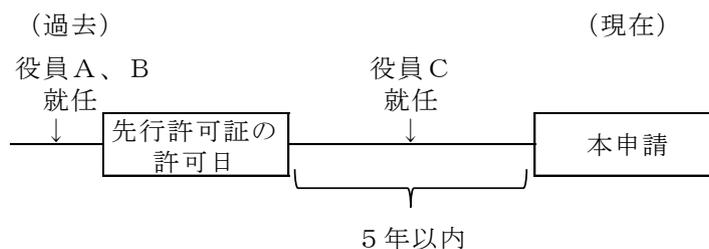
<申請者が法人である場合>

- ・役員の住民票の写し
- ・役員の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・5%以上の株主・出資者の住民票の写し等
- ・5%以上の株主・出資者の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・誓約書 等

先行許可証を提出する場合は、事業計画等審査願に「先行許可証の提出に係る申立書」および先行許可証の写しを添付して、その原本を提示してください。

また、事前協議において、先行許可証の提出を求めることがあります。

なお、住民票の写し等を省略できる役員等については、次の図を参考に判断してください。



- ・役員A、役員B … 住民票の写し等 省略可
- ・役員C … 住民票の写し等 省略不可

(注) 住民票の写し等を省略できない役員等がいる場合、誓約書の省略もできません。

(注) 住民票の写し等を省略された役員等については、性別等の情報をお聞きします。

●更新許可、事業範囲変更許可について

更新許可、事業範囲変更許可の申請時には一部の書類を省略しています。(チェック表を確認してください)

なお、役員や車両等の変更があったときは、10日以内(法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内)に届出が義務付けられています。

変更届出の漏れがないかを確認し、もし、届出漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。

●同時申請について

申請書を同時に2つ以上提出する場合（例えば、更新許可と変更許可を同時申請）、重複する書類を省略することができます。

その場合は「同時申請（届出）に関する申立書」を添付してください。

（４）許可申請について

許可申請については、15ページの「要綱に基づく産業廃棄物処理業の許可等に係る事前協議の手順」のとおり、事前協議終了後にのみ受け付け、郵送による受付はしていません。

直接来庁して手数料を納付してください。

これにより正式な申請として受け付けます。

<現状の受付機関の確認／産業廃棄物処理業者一覧への掲載について>

既に許可を有している事業者の方で、現状の受付機関がわからない方は、滋賀県ホームページの産業廃棄物処理業者一覧で確認できます。

なお、許可を取得された事業者の方は、産業廃棄物処理業者一覧に掲載させていただきますので、ご了解ください。

掲載を希望されない事業者の方は、その旨を申し出てください。

（５）審査について

許可申請の内容が許可の要件に適合しているかどうかの審査を行います。

審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、必要に応じ申請内容を現地確認することがあります。

また、申請者、申請者の役員、政令で定める使用人等について、法第14条第5項第2号（いわゆる欠格要件）に該当しないことを、警察本部等の関係機関に確認します。

（注）許可申請の内容が許可の要件に適合しないと判断される場合、不許可になります。

（注）本申請を受け付けた後は、如何なる事由があっても当該申請に係る審査手数料をお返しすることはできません。

（６）許可証の交付について

審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しているときは、許可証を交付します。

許可証の郵送を希望される方は、簡易書留で郵送しますので、定形外郵便料金（100g）＋簡易書留料金分の郵便切手を貼付し、送信先の宛名等を記入した返信用封筒（A4サイズ）を本申請時に持参するなどしてください。

また、変更許可証および更新許可証の交付を受けた場合は、速やかに旧許可証を返納してください。

（７）更新許可申請について

産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者は5年間^(注)の経過によって許可の効力を失います。その後も事業を継続しようとするときは、許可の有効年月日までに更新の許可申請を行う必要があります。

滋賀県では、事前協議制度を採っていますので、余裕をもって事業計画等審査願を提出し、事前協議を終了のうえ、許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

（注）優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することが認められた場合の許可の有効期間は7年になります。

事業計画等審査願は、許可の有効年月日の3か月前から受付します。許可期限日の2か月前までに提出のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を交付できない場合があります。更新許可の申請時には一部の書類を省略しています。（チェック表を確認してください）

なお、役員や車両等の変更があったときは、10日以内（法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内）に届出が義務付けられています。

変更届出の漏れがないかを確認し、もし、届出漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。

p.10に記載した講習会の修了証が必要です。

優良産業廃棄物処理業者の認定を受けようとする場合に必要な提出書類は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（環境省）に従い準備してください。詳細は申請先の各窓口にお問い合わせください。

許可失効後の更新申請の受付はできませんので、ご注意ください。

（8）事業範囲変更許可申請について

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類の追加や破砕や、焼却などの処理の区分を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければなりません。

当該許可を受けようとする場合は、要綱に基づく地元説明会や生活環境影響調査の実施ならびに知事への事前協議が必要となりますので、事前にご相談ください。

（9）変更届について

ア．変更届

役員の変更、事業の一部または全部を廃止したとき、事業の用に供する処理施設や保管施設等の変更をしたとき等は、10日以内（法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内）に知事への届出が義務付けられています。

なお、これらの変更のうち、処理施設等に関する変更においては、要綱に基づく地元説明会や生活環境影響調査の実施ならびに知事への事前協議が必要となりますので、前もってご相談ください。

また、事業を全部廃止した場合は許可証を返納しなければなりません。

イ．欠格要件に係る届出

（特別管理）産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当した場合は、その旨を知事に届け出なければなりません。

5. 生活環境影響調査

処理施設等の設置に係る生活環境影響調査については、「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」および「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドライン」に基づき実施してください。

滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針

廃棄物処理施設等^(*)を設置等しようとする場合における生活環境影響調査については、次に掲げる内容をもって実施するものとする。

1. 廃棄物処理施設等の設置

(1) 生活環境影響調査を行う事項と項目の選定

設置しようとする廃棄物処理施設等（以下「施設」という。）の種類・規模およびその施設の稼働等、ならびに処理する廃棄物の種類・性状を勘案し、以下の事項のうち、周辺地域における人の健康の保護と健全な生活環境の確保に影響を及ぼすおそれがある事項（以下「生活環境影響調査事項」という。）を選定するとともに、それぞれの調査事項における調査項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、別表「生活環境影響調査に係る技術的事項」（以下「別表」という。）に掲げる項目の中から選定する。

調査を行う事項

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤、生物等

なお、調査を行わないこととした生活環境影響調査事項および生活環境影響調査項目については、調査を行う必要がないと判断した理由を明らかにすること。

(2) 現況の把握

施設の種類・規模およびその施設の稼働等、ならびに自然的条件および社会的条件を踏まえ、調査対象地域を選定した後、原則として既存の文献・資料により現況を把握し、必要に応じて現地調査によりこれを補う。

また、予測・評価において必要な自然的条件および社会的条件については、別表に掲げる自然的・社会的条件に係る調査項目の中から選定する。なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できるものとする。

(3) 生活環境保全対策

施設の種類・規模およびその施設の稼働等、ならびに自然的条件等の現況を踏まえ、周辺地域への影響を極力回避することを基本とし、周辺地域における人の健康の保護と健全な生活環境を確保するための対策（以下「生活環境保全対策」という。）を講じること。

(4) 予測

周辺地域に対する影響の予測は、設置しようとする施設の構造、維持管理方法および生活環境保全対策を前提として、一般的に用いられている方法により行うものとする。定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難なものについては同種の既存事例からの類推等により行う。なお、予測は、施設の稼働計画および自然的条件等から、その影響が最大になると想定される時期を対象とする。

生活環境影響調査事項ごとの標準的な予測手法および予測すべき影響については、別表に示す。

(5) 評価

予測結果を踏まえて、周辺地域に及ぼす影響の程度について、環境を保全すべき水準（以下「生活環境影響保全水準」という。）との適合性を検討する（以下「評価」という。）ことによって行う。

また、生活環境保全水準を満足しても、影響の程度が大きい場合にあつては、生活環境保全対策等を再検討することにより、その影響が極力回避されたものとなるよう事業を見直すことが必要である。

生活環境保全水準については、別表に示す。

(6) 生活環境影響調査結果書の作成

以上の手順に基づいて行った各調査の実施状況、予測結果および評価等により、生活環境影響調査結果書を、以下の構成を参考に作成する。

生活環境影響調査結果書の構成

1. 事業計画の内容

- (1) 事業者の住所、名称あるいは氏名、ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 施設設置許可等の申請、もしくは処理業許可申請等、生活環境影響調査を行うこととなった許可申請等の区分
- (3) 施設等設置予定地
- (4) 施設等設置に係る事業目的
- (5) 施設等設置に係る稼働計画の内容（処理施設の概要、運転計画等）

2. 周辺地域に及ぼす影響の基礎的事項

- (1) 周辺地域に影響を及ぼす行為
- (2) 調査対象地域および生活環境影響調査事項等の選定の内容
- (3) 地域の現況

3. 施設の稼働等による影響の予測と評価

- (1) 周辺地域に影響を及ぼす行為の程度
- (2) 生活環境保全対策の内容と効果
- (3) 生活環境影響調査事項ごとの予測の方法
- (4) 予測結果
- (5) 評価
- (6) 事業実施による総合評価

2. 廃棄物処理施設等の変更等

廃棄物処理施設等を変更（廃棄物処理施設の使用目的を変更する場合を含む。（以下「変更等」という。）する場合にあつては、上記1.(1)～(6)を準用するものとし、変更等を行うことによる前後の違いを明らかにすること。

*：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条および同法第15条に規定する廃棄物処理施設、およびその要件規模未達の当該種の廃棄物処理施設（産業廃棄物処分業および個別指定再生活用業に係る施設に限る）、もしくはそれら以外の（特別管理）産業廃棄物処分業および個別指定再生活用業に係る廃棄物処理施設、および（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に係る積替保管施設をいう。

別表 生活環境影響調査に係る技術的事項

調査事項	自然的・社会的条件	生活環境影響調査項目		標準的な予測手法	予測すべき影響	生活環境保全水準
	項目	細項目				
大気汚染	気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量および主要な発生源	焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類の濃度、その他処理する廃棄物の種類および性状から影響が生じるおそれがあると予想される項目 最終処分場における埋立については、粉じん浮遊粒子状物質の濃度等 廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排ガスについては、二酸化窒素の濃度等	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素等有害物質	ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気濃度を予測する方法	寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）およびその周辺の人家等を含む地域における影響	環境基準が設定されている項目にあっては、原則として環境基準を環境保全水準として想定する。 環境基準が設定されていない項目にあっては、人の健康の保護上および生活環境の保全上支障を招かないこととの考え方で、環境保全水準を想定する。
水質汚濁（地下水汚染を含む）	水象（河川の流量、流況等）、土地利用、水利用、湧水の分布および井戸の分布と水位、主要な発生源	処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（排出先が湖沼の場合は化学的酸素要求量）、浮遊物質量、窒素またはリンの含有量、その他 処理する廃棄物の種類および性状から影響が生じるおそれがあると予想される項目（浸出を想定した場合を含む） 最終処分場周縁の地下水については、電気伝導率および塩化物イオン、その他処理する廃棄物の種類および性状から影響が生じるおそれがあると予想される項目	pH 生物化学的酸素要求量（化学的酸素要求量） 浮遊物質量 窒素 りん n-ヘキサン抽出物質量 有害物質 ダイオキシン類等	混合式等の数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法 既存事例の引用等によって予測する方法	排水口の直下流（浸出を含む）における環境基準点および水道等の取水地点等における利水上の支障等の影響 最終処分場周縁の地下水への影響	環境基準の設定されている項目にあっては、原則として環境基準を環境保全水準として想定する。 環境基準の設定されていない項目にあっては、人の健康の保護上および生活環境の保全上支障を招かないこととの考え方で、環境保全水準を想定する。
騒音 低周波空気振動	土地利用、人家等、交通量および主要な発生源	処理施設または廃棄物運搬車両等から発生する騒音	騒音レベル 低周波空気振動レベル	騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法 経験的な回帰式等を用いて音圧レベルを予測する方法	騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所および廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）における影響	原則として環境基準を環境保全水準として想定する。 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度を環境保全水準として想定する。
振動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源	処理施設または廃棄物運搬車両等から発生する振動	振動レベル	振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法	振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所および廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）における影響	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度を環境保全水準として想定する。
悪臭	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源	煙突等から排出される悪臭または施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類または性状から排出するおそれがあると予想される悪臭物質または臭気指数	アンモニア等臭気指数	煙突等から排出される悪臭については、大気拡散式を用いて悪臭濃度または臭気指数を予測する方法 施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例から類推する方法	煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大になると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）およびその周辺の人家等を含む地域における影響 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度を環境保全水準として想定する。
土壌汚染	土壌汚染	処理施設の稼働等により土壌汚染のおそれがあると予想される項目	有害物質 ダイオキシン類等	既存事例等を参考に予測する方法	処理施設の稼働等による計画およびその周辺地域への影響	環境基準の設定されている項目にあっては、原則として環境基準を環境保全水準として想定する。 環境基準の設定されていない項目にあっては、人の健康の保護上および生活環境の保全上支障を招かないこととの考え方で、環境保全水準を想定する。
地盤	地盤	最終処分場等の立地における土地の安定性に係る地盤条件	地盤支持力 透水性 液状化傾向等	事業計画諸元をもとに消滅の有無、変更の程度を予測する方法	土地の変更および施設の立地等による計画地およびその周辺地域への影響	土地の安定性に支障をきたさないことを環境保全水準として想定する。
生物等	生物等	土地の変更、処理施設の稼働等により影響が生じるおそれがあると予想される項目	貴重な動植物等 文化財 得意な地形・地質	既存事例、専門家の意見を参考に予測する方法	土地の変更および処理施設の稼働等により直接的に受ける影響および周辺への影響	健全な生活環境の確保に関して影響を生じないとの考え方で、環境保全水準を想定する。

滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドライン

1. 総説

廃棄物処理施設等を設置（もしくは変更等。以下「施設の設置等」という。）するにあつては、その施設等を使用し事業を行うことによる周辺への影響についてあらかじめ生活環境影響調査を実施しておき、周辺地域への影響を極力回避することを基本として周辺地域に配慮された計画とすることが必要である。

当生活環境影響調査は、まず事業計画をある程度想定（以下「初期計画」という。）しておき、生活環境影響調査実施計画書（以下「調査実施計画書」という。）を作成する。そして、その調査計画に沿って調査を実施、予測し、その結果を踏まえて評価を加え、生活環境影響調査結果書（以下「調査結果書」という。）としてとりまとめる。

調査結果書の取りまとめに当たって、人の健康の保護と健全な生活環境を確保する上において周辺地域に影響を及ぼすと予測・評価された時には、生活環境保全対策の追加や、場合によっては初期計画自体をも見直すことが必要である。そして、最終的な取りまとめを行う。

生活環境影響調査を実施するための基本的な考え方については、別に「廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」に示されているが、ここでは、その基本方針に基づき、どのように調査を実施し、また、調査計画書や調査結果書を取りまとめるかを示したものである。

2. 生活環境影響調査で取り扱う事業行為の範囲

生活環境影響調査においては、単に施設の稼働だけではなく、その施設の稼働に関連する事業行為（廃棄物の搬出入および保管、従業員の生活等）も対象とする。

また、施設を設置するためには土地の改変を伴うことが多く、場合によっては、周辺地域に与える影響も大きいことから、その施設の設置に係る造成工事も対象とする（以上の施設の稼働に関する一連の事業行為を、以下「施設の稼働等」という。）。

施設の稼働等

- 施設の設置等に係る造成工事（土地の改変や重機等車両の稼働、作業員の生活等を含む）
- 施設等の稼働（廃棄物の搬出入および保管、従業員の生活等を含む）

3. 周辺地域に影響を及ぼす行為の抽出と生活環境影響調査事項等の選定

2. で取り扱うこととした事業範囲において、その内容を勘案して、周辺地域に影響が生じる恐れのある生活環境影響調査事項および生活環境影響調査項目（以下「調査事項等」という。）すべて選定する。

なお、調査事項等の選定にあつては、別表1に示した「事業行為と生活環境影響調査事項等の標準的な抽出・選定例」を参考とすること。

周辺地域への影響とは、周辺地域における人の健康の保護と健全な生活環境の確保において支障のあることをいい、人の健康の保護上および生活環境の保全上、また生活と自然等との間の健全な関係の確保において支障を生じることのないよう配慮することが必要との観点に立つものである。

4. 生活環境影響調査における現況把握の内容

選定した各調査事項等について、まず現況把握を行い、その結果をもとに予測・評価を行うこととなるが、現況把握の基本的な方法を別表2に示したので参考にすること。

5. 基礎データの収集・利用

予測にあつてはその基礎データの収集が必要となる。基礎データは、基本的には既存資料によるものとするが、気象データ、河川水質データ等予測に必要な基礎データが収集できない場合にあつては現地調査が必要となる。なお、既存資料において事業予定地周辺に観測点があつても、地形や水系の違いによってそのデータが使えない場合があるので注意する必要がある。

また、既存データを利用する場合にあつては、科学的に信頼でき検証可能なものを使用し、その出典を明記すること。

6. 調査実施計画書および調査結果書の作成

調査実施計画書および調査結果書については、読み手が理解しやすいよう、わかりやすくかつ簡潔に記載することが必要である。

(1) 調査実施計画書の記載事項および配慮事項

○事業者の住所、名称あるいは氏名、ならびに法人にあってはその代表者の氏名

○施設設置許可等の申請、もしくは処理業許可申請等、生活環境影響調査を行うこととなった許可申請等の区分

○施設等設置予定地

本文中に事業予定地の位置を記載し、これを示す地図を付けること。

○施設等設置に係る事業目的

事業目的とともに事業と施設との関係（生活環境影響調査を実施することとなった対象施設と関連施設）、および事業スケジュールについて示すこと。なお、既に事業計画地（および周辺）において別に事業を実施している場合にあっては、今回新たに行おうとする事業との関係、区分けを明確にすること。

○施設等設置に係る稼働計画の内容

取り扱う廃棄物の種類と量および性状、計画している施設等の概要（施設整備、処理能力等）運転計画を示すこと。

なお、施設概要図および施設配置図を付けること。

○周辺地域に影響を及ぼす行為と調査事項等の選定の内容、および調査方法と調査時期

周辺地域に影響を及ぼす行為と予測・評価を行う調査事項等との関連をマトリクス等により示すとともに、調査方法を示すこと。また、選定しなかった調査事項等については、その理由を示すこと。

なお、調査の実施および調査結果書作成のスケジュール表を付けること。

○現地調査を実施しようとする地域の範囲

現地調査を行う調査事項等については、現地調査の位置や範囲を図を使用して示すこと。

(2) 調査結果書の記載等事項

○記載事項等

記載事項については、「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」による。

なお、調査結果を取りまとめるに当たって、調査実施計画書作成時における稼働計画等を変更する必要が生じた場合にあっては、当初の稼働計画との違いがわかるように示すこと。

○調査結果書の全体の流れ

調査事項ごとに、現況、生活環境保全対策、予測、評価の順に記載し、全体の流れが把握しやすいようにすること。

なお、予測等の結果の検証が可能なよう、利用した資料・手法の出典が明確になっていること。

○周辺地域に影響を及ぼす事業行為による影響の程度

予測の前提となる施設の稼働については、処理する廃棄物の量や質が日々変動することがあり、事業計画で示される平均的な稼働状況とともに、処理能力等安全側での予測を行うこと。

○総合評価

個々の調査事項ごとに評価を行うが、計画に基づく事業の実施による総合的な評価も行い、周辺地域の生活環境保全水準を確保する上において特に配慮すべき事項とその対応、モニタリング調査の実施計画について明確にしておくことが必要である。

また、廃棄物処理に関する管理組織や、廃棄物処理計画の策定とその推進に係る事項等、周辺地域の生活環境はもとより地球環境の保全をも視野においた事業計画・環境保全方針に触れておくことも必要である。

別表1 事業行為と生活環境影響調査事項等の標準的な抽出・選定例

事業行為	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤	生物等	考慮事項
造成工事	△	△	△	△			○	△	土地の改変そのものの他、土地の改変に伴う重機等車両の稼働および従業員の生活等について勘案の上、考慮
施設等の稼働	(下段)								下段の廃棄物処理に係る個別施設によるものの他、大気汚染防止法等各公害諸法令に係る施設及び自家発電等の付帯設備の稼働や廃棄物の搬出入、保管及び処理に伴う影響について配慮
○廃棄物処理法第8条(□)及び第15条(■)施設、及びその要件規模未満の施設(産業廃棄物処分量及び個別指定再生活用業に係る施設に限る)									
□し尿処理施設(汚泥再生処理セクター)	○	○	○	○	○		△	△	
■汚泥の脱水施設		○	△	△	○	△		△	
■汚泥の乾燥施設	○	○	△	△	○	△		△	
■焼却施設	○*	○	△	△	○	○	△	△	*:ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、その加工に伴う排ガスによる影響についても考慮
□ごみ処理施設*	○	○	○	○	○	○	○	△	*:ごみ処理施設のうち、粗大ごみ処理プラントについては廃プラスチック類の破碎施設に、堆肥化施設については汚泥の乾燥施設に準じる。
■木くずを含む建設廃材の破碎施設	△*	△	○	○	△			△	*:破碎によって生じる粉じんについて考慮
■廃油の油水分離施設		○	△	△	△	○		△	
■廃酸又は廃アルカリの中和施設		○	△	△	△	○		△	
■廃プラスチック類の破碎施設	△*1	△*2	○	○	△			△	*1:破碎によって生じる粉じんについて考慮 *2:散水装置等が設置される場合に考慮
■有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	△	○	△	△		○	△	△	
■水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	○	○	△	△	△	○	△	△	
■汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	△*1	○*2	△	△	△	○	△	△	*1:高温熱分解施設は、排ガスによる影響について考慮 *2:酸化分解施設は、排水による影響について考慮
■PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	△	○	△	△	△	○	△	△	
□■最終処分場	○	○	○	○	○	○	○	△	
○産業廃棄物処分量および個別指定再生活用業に係る上記以外の廃棄物処理施設及び産業廃棄物収集運搬業に係る積替保管施設									
廃油の蒸留施設	○	○	△	△	○	○		△	
廃油又は動植物性残さ等の混合施設		○	△	△	○	○		△	
廃油又は汚泥等の熱分解施設	○	○	△	△	○	○		△	
廃プラスチック類の熔融施設	○	△	△	△	○	△		△	
廃食用油燃料化施設(BDF施設)	△	○	△	△	○	○		△	
PCB分解施設	○	○	△	△	△	○	△	△	
その他の処理施設	△	△	△	△	△	△	△	△	施設内容および取り扱う廃棄物の種類等を勘案し、考慮
積替保管施設	○	○	△	△	○	○		△	取り扱う廃棄物の種類等を勘案し、考慮

(注) 上表において、○印は選定、△印は事業内容により選定を検討する必要があることを示す。

別表2 生活環境影響調査に係る現況把握の基本的な方法

調査事項	調査手法	調査項目及び調査内容	調査範囲・地点	調査期間・頻度
全 般	既存資料により現況把握が不十分な場合には、現地調査によりこれを補う。	事業計画の内容により影響が生じる恐れのある項目及びその予測・評価に必要な自然的・社会的条件等を選定し、把握する。	調査地域は、事業の内容により周辺地域に影響を及ぼす恐れがあると予想される範囲とする。	調査期間及び頻度は、それぞれの調査事項に係る地域特性及び事業内容を考慮して、必要な現況把握ができる期間・頻度とする。なお、処理施設の規模が小さいなど、周辺環境に与える影響が軽微であると考えられる場合にあつては、下記の現地調査の頻度については、調査時期及び事業計画を勘案の上、最低1回は実施すること。
大気汚染	既存資料調査	○気象 気温、湿度、風向・風速、大気安定度等 ○土地利用の状況等 用途地域の指定状況、住宅等の分布状況等、交通量等 ○発生源の状況 主要な発生源の位置・規模、規制等 ○大気汚染の状況 環境基準適合状況等	計画地及びその周辺地域 同 上 同 上 同 上	過去3年間程度 最新状況 同 上 過去3年間程度
	現地調査	○気象 気温、湿度、風向・風速、大気安定度等 ○大気質 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等 塩化水素等有害物質 ダイオキシン類等	計画地及びその周辺地域 計画地及びその周辺地域 (3地点以上(風上1地点、風下2地点))	(大気質調査時) 四季を考慮して2回以上
水質汚濁(地下水汚染を含む)	既存資料調査	○水象 河川の流量、流況等 ○土地利用の状況等 用途地域の指定状況、住宅等の分布状況等 ○水利用の状況等 上水、農業用水、水産用水、湧水分布、井戸分布・水位等の状況 ○発生源の状況 主要な発生源の位置・規模、規制等 ○水質汚濁の状況・地下水汚染の状況 環境基準適合状況等	計画地及びその周辺地域 同 上 同 上 同 上 同 上	過去3年間程度 最新状況 同 上 同 上 過去3年間程度
	現地調査	河川等公共用水域の水質 ○水象 水温、透視度、流量 ○人の健康の保護に関する項目等 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等及びダイオキシン類等 ○生活環境の保全に関する項目 水素イオン濃度、(生物)化学的酸素要求量、浮遊物質 量、窒素、りん、溶存酸素量、大腸菌数 ○その他の項目 n-ヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン等、塩素イオン 降雨時水質 流量、濁度、浮遊物質等 地下水の水質 ○人の健康の保護に関する項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等	計画地及びその周辺地域 計画地及びその周辺地域 (3地点以上) 同 上 同 上 同 上	(水質調査時) 四季を考慮して2回以上 四季を考慮して4回以上 同 上 四季を考慮して1回以上 同 上

		○その他の項目 地下水位、水温、電気電導率、塩化物イオン等		
騒音・振動	既存資料調査	○土地利用の状況等 用途地域の指定状況、住宅等の分布状況等、交通量等 ○発生源の状況 主要な騒音・振動発生源の位置・規模、規制等 ○騒音・振動の状況 環境基準適合状況（騒音）、環境騒音・振動、道路交通騒音・振動等	計画地及びその周辺地域 同 上 同 上	最新状況 同 上 同 上
	現地調査	○気象 気温、風向・風速 ○一般環境騒音・振動 環境騒音・振動レベル ○道路交通騒音・振動 道路交通騒音・振動レベル、交通量調査（10分間交通量）、地盤卓越振動数調査 ○低周波空気振動	計画地及びその周辺地域 計画地及びその周辺地域 （各1地点以上） 同 上 同 上	（騒音・振動調査時） 四季を考慮して2回以上 同 上 四季を考慮して1回以上
悪 臭	既存資料調査	○気象 気温、風向・風速、大気安定度等 ○土地利用の状況等 用途地域の指定状況、住宅等の分布状況等 ○発生源の状況 主要な悪臭発生源の位置、規模等 ○臭気の状況 悪臭物質濃度、臭気指数等	計画地及びその周辺地域 同 上 同 上 同上及び類似施設	過去3年間程度 最新状況 同 上 同 上
	現地調査	○気象 気温、風向・風速、大気安定度等 ○悪臭物質濃度 アンモニア等特定悪臭物質 ○臭気指数	計画地及びその周辺地域 同 上（2地点以上） 及び適宜類似施設 同 上	（悪臭調査時） 四季を考慮して1回以上 同 上
土壌汚染	既存資料調査	○土壌汚染の状況 土壌汚染の有無、原因等	計画地及びその周辺地域	最新状況
	現地調査	○土壌汚染に係る環境基準項目等 カドミウム、全シアン、有機りん、鉛等及びダイオキシン類等	同 上（2地点以上）	1回
地 盤	既存資料調査	○地盤の状況 地盤条件（必要に応じてデータベースの利用） 地盤支持力、透水性、液状化傾向	計画地及びその周辺地域	最新状況
	現地調査	○特殊な地盤の状況 地盤支持力、透水性、液状化傾向、土質調査（必要に応じてボーリング調査）	同 上	1回
生 物 等	既存資料調査 （植物）	○陸生植物及び大型水生植物 貴重な植物、貴重な植物群落、地域のシンボルとしての象徴的な植物及び植物群落	計画地及びその周辺地域	最新状況
	（動物）	○ほ乳類、鳥類、魚類、は虫類及び両生類、昆虫類、底生動物 貴重な動物、地域のシンボルとしての象徴的な動物	同 上	同 上
	（文化財）	○文化財 史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財等	同 上	同 上
	（特異な地形・地質）	○特殊な地形・地質 鍾乳洞やおう穴等の特異な地形 鉱物の露頭や各種断層等の特異な地質	同 上	同 上

生活環境影響調査実施計画調書

処理施設の種類			
処理の方法			
処理施設設置場所			
生活環境影響調査実施計画の概要	調査事項	実施の有無	調査事項、予測の手法および調査の区域、または調査を実施しない場合にあってはその理由
	大気質	有 無	
	水質	有 無	
	騒音	有 無	
	振動	有 無	
	悪臭	有 無	
	土壌汚染	有 無	
	地盤	有 無	
	生物等	有 無	

注 滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドラインなどに基づき作成した調査実施計画書を添付すること。(日本産業規格 A列4番)

生活環境影響調査結果調書

廃棄物処理生活環境影響調査項目 (調査を実施したものに○)			現況およびその把握方法		予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度および変化の及ぶ範囲		周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果	調査項目に含めなかった理由		
			現況	把握方法	予測結果	予測手法				
大気汚染	焼却施設の煙突から排出される排ガス	二酸化硫黄								
		二酸化窒素								
		ばいじん								
		塩化水素								
		ダイオキシン類								
		その他 ()								
	最終処分場における廃棄物の埋立にあつては、粉じん、ばいじんおよび粒子物質の濃度等									
大気汚染	廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排ガス	二酸化窒素								
		その他								
水質汚濁	処理施設(保管場所を含む)から排出される排水	BOD								
		COD								
		SS								
		窒素								
		リン								
		その他								
	地下水(最終処分場周縁の地下水等)	BOD								
		COD								
		SS								
		電気伝導率								
		塩化物イオン								
		その他 ()								
		騒音	処理施設または廃棄物運搬車両の走行等から発生する騒音							
		振動	処理施設または廃棄物運搬車両の走行等から発生する振動							
低周波空気振動										
悪臭	排出が予想される悪臭物質、悪臭指数等									
土壌汚染	有害物質 ()									
地盤	土地の安全性等									
水象、気象その他自然的条件										
人口、土地利用その他社会的条件										
その他周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項										

6. 処理施設等完了検査

産業廃棄物処理業の申請等に先立ち、要綱第12条に基づき、該当する施設が事業計画に適合していることの知事の確認(処理施設等完了検査)を受けいただきます。

この確認の後、許可申請等の手続きとなります。

なお、法第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の設置許可や変更許可が伴う場合は、法に定める使用前検査(詳しくは、別途、「産業廃棄物処理施設許可申請書等様式集」を参考にしてください。)を受け、確認後、産業廃棄物処理業の許可等申請手続きとなります。

処理施設等完了検査（「事前協議(要綱第5条)の手順」参照)

①処理施設等完了検査申請書

申請者は、要綱第11条第4項に基づく知事からの通知を受けた後、要綱第12条第2項に定める様式第2号(処理施設等完了検査申請書)に同条第2項に定める書類を添付のうえ、知事に提出してください。

②処理施設等完了検査

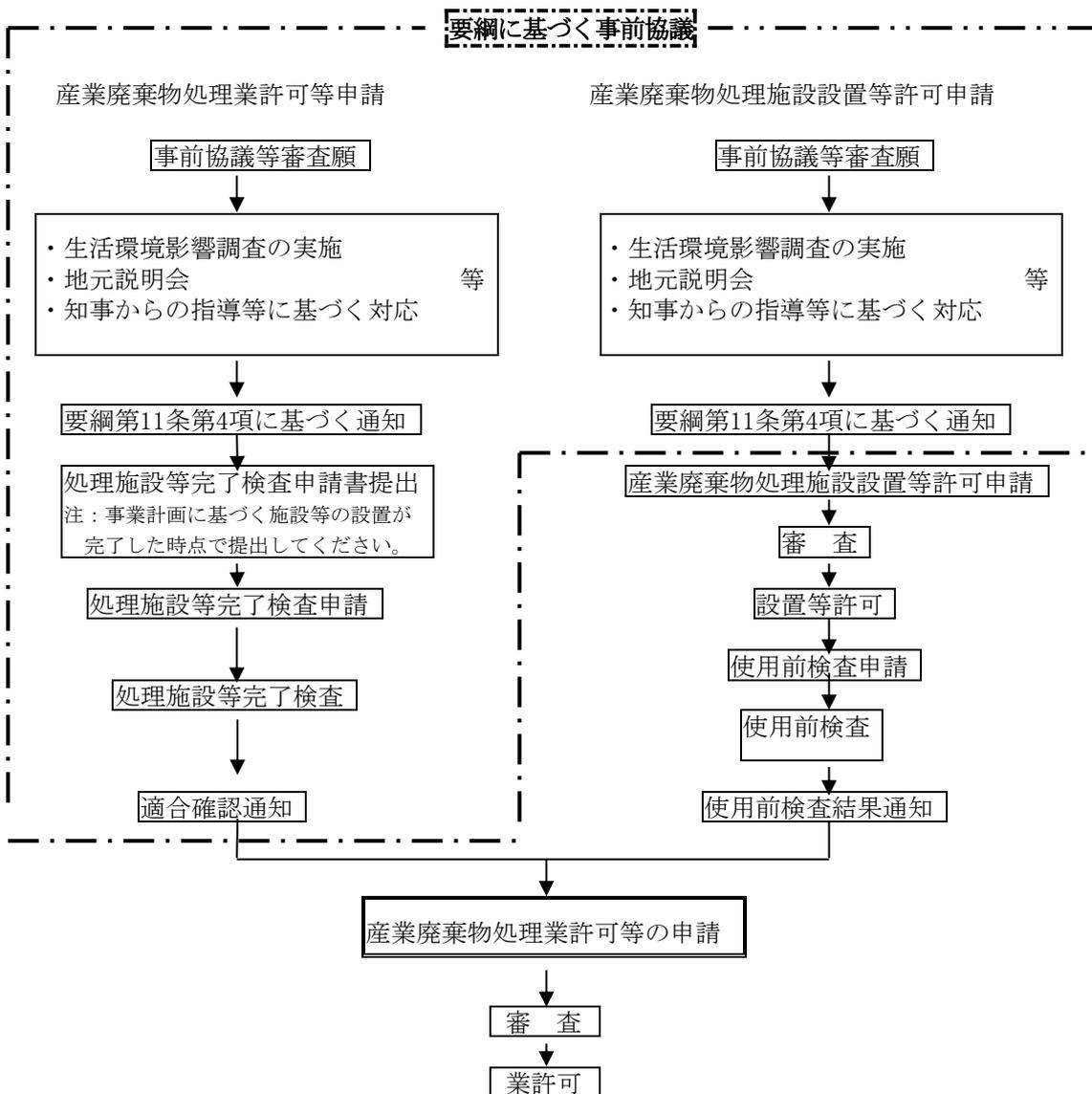
知事は、処理施設等完了検査申請書に基づき、施設等が事業計画に適合しているかの確認し、適合していることが確認できた場合、その旨を通知します。

③許可等申請

申請者は、(2)の知事からの通知を受けた後、許可申請等手続きを行ってください。

事前協議および許可申請等の時期は次ページのとおりとなります。

産業廃棄物処理業許可等申請の時期



- 注 1. 産業廃棄物処理施設の設置許可等が伴う場合です。
 注 2. 事前協議等審査願は産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設それぞれ提出してください。
 注 3. 産業廃棄物処理施設の設置許可が伴う場合の処理施設等完了検査申請書の添付書類について、産業廃棄物処理施設の使用前検査の添付書類と同じ書類は省略することができます。

処理施設等完了検査申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所(法人にあつては、主たる事業所所在地)

氏 名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

下記の処理施設が竣^{しゅん}功したので、滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業計画等審査願 提出年月日	年 月 日
設 置 場 所	
竣 ^{しゅん} 功年月日	年 月 日
受 付 欄	

(日本産業規格 A列4番)

7. 許可申請等様式

(1) チェックリスト

- 1) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請(法人)
- 2) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請(個人)
- 3) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請(法人)
- 4) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請(個人)
- 5) 産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(法人)
- 6) 産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)
- 7) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(法人)
- 8) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)
- 9) 産業廃棄物処分業(埋立処分)許可申請(法人)
- 10) 産業廃棄物処分業(埋立処分)許可申請(個人)
- 11) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その1 (積替え保管を含む収集運搬業・処分業共通)
- 12) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その2 (積替え保管を含む収集運搬業)
- 13) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その3 (処分業)
- 14) 特定欠格に係る届出

(2) 申請様式

- 1) 事業計画等審査願
- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書(第1面～第3面)
- 3) 産業廃棄物処分業許可申請書(第1面～第3面)
- 4) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第1面～第3面)
- 5) 産業廃棄物処理業(廃止、変更)届出書
- 6) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(第1面～第3面)
- 7) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(第1面～第3面)
- 8) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第1面～第3面)
- 9) 特別管理産業廃棄物処理業(廃止、変更)届出書
- 10) (特別管理) 産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書

(3) 添付書類様式

- 1) 別紙収運1 (第1面) 事業計画の概要(事業の全体計画、取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等)
- 2) 別紙収運2 (第2面) 事業計画の概要(運搬施設の概要)
- 3) 別紙収運3 (第3面) 事業計画の概要(積替え又は保管施設の概要)
- 4) 別紙収運4 (第4面) 事業計画の概要(収集運搬業務の具体的な計画)
- 5) 別紙収運5 (第5面) 事業計画の概要(環境保全措置の概要)
- 6) 別紙収運6 (第6面) 運搬車両の写真
- 7) 別紙収運7 (第7面) 運搬容器等の写真
- 8) 別紙収運8 廃棄物保管施設調書
- 9) 別紙処分1 事業計画の概要(事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類及び処分量等)
- 10) 別紙処分2 事業計画の概要(処理施設の概要(中間処理))
- 11) 別紙処分3 事業計画の概要(処理施設の概要(最終処分))
- 12) 別紙処分4 事業計画の概要(処分業務の具体的な計画)
- 13) 別紙処分5 事業計画の概要(環境保全措置の概要)
- 14) 別紙処分6 処理後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 15) 別紙処分7 廃棄物保管施設調書
- 16) 別紙処分8 構造基準適合に関する調書(共通基準)
- 17) 別紙処分9 構造基準適合に関する調書(個別基準)
- 18) 別紙処分10 維持管理基準適合に関する調書(共通基準)
- 19) 別紙処分11 維持管理基準適合に関する調書(個別基準)

次ページに続く

- 20)別紙共通 1 (第 8 面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 21)別紙共通 2 (第 9 面) 資産に関する調書
- 22)別紙共通 3 (第10面) 誓約書
- 23)別紙共通 4 土地利用に関する調書
- 24)別紙共通 5 処理施設維持管理計画書
- 25)別紙共通 6 役員等の変更に伴う新旧対照表
- 26)別紙共通 7 事務所および事業場所在地一覧
- 27)別紙共通 8 車両の貸借に関する証明書
- 28)別紙共通 9 同時申請 (届出) に関する申立書
- 29)別紙共通10 (特別管理) 産業廃棄物処理業 (更新・変更) 許可申請添付書類一部省略の申立書
- 30)別紙共通11 先行許可証の提出に係る申立書
- 31)別紙共通13 納税証明書等が添付できない理由書
- 32)産業廃棄物処分業等の許可申請における経理的基礎に関する追加資料等について
 - (様式 1 - 1) 事業計画書
 - (様式 1 - 2) 経営改善計画書
 - 事業収支計画書

必要書類作成にあたっての注意事項

●住民票の写し

- ・住民票の写しは、本籍 (外国人は国籍) 記載のあるものに限りません。
- ・個人番号 (マイナンバー) の記載がないものに限りません。
- ・先行許可証の提出により省略できる場合があります。

●精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、この審査をするために必要と認められる書類です。

(通称名のみによる証明は不可)

医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

医師の診断書の場合は、「精神の機能の障害」の有無が判断できる診断名、患者の能力に関する意見 (意思疎通ができるか否かなど) およびその判断の根拠 (診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など) を記載のこと。

- ・役員 (法人) 、申請者 (個人) 、法定代理人、政令で定める使用人等の全員分が必要です。
- ・先行許可証の提出により省略できる場合があります。
- ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、全国の法務局の本局の窓口で請求することができます。

また、郵送による請求は東京法務局のみとなっています。

●役員

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者 (例えば、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者) を含みます。

●有価証券報告書の利用

申請者は、直前の事業年度 (申請者が令第6条の第2号に掲げるものに該当するとして法第14条第2項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては直前の2事業年度) に係る有価証券報告書を作成しているときは、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類、定款または寄付行為および登記事項証明書にかえて、当該有価証券報告書を添付することができます。

●証明書類の有効期間

登記事項証明書などの証明書類は提出時において発行から起算して3か月以内のものを添付してください。ただし、申請書提出時までに変更があれば、該当する書類を添付してください。

●追加資料の提出

許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

1) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請（法人）

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (許可申請 (P54~56)・変更許可申請(P60~62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有する書類	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
運搬	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
施設	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
事務所(本店含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図	事務所(本店含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図 (P82)			*1	*1	*1	*1
	保管施設	廃棄物保管施設調書			*1	*1	*1
		平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1
		保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の写真		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

—の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

2) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請（個人）

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (許可申請(P54～56・変更許可申請(P60～62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
および施設の所有権を有を証する書類	事務所(住所含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書 (P82)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1) (税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書 (別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し)		—		—			
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

3) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（法人）

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（許可申請(P64～66）・変更許可申請(P70～72)）		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有を証する書類	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
運搬	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
施設	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
事務所(本店含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図	廃棄物保管施設調書 (P82)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
保管施設	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)				*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
特別管理産業廃棄物の表示方法等を説明した書類または写真							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

一 の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

4) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（個人）

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（許可申請(P64～66）・変更許可申請(P70～72)）		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有を証する書類	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
運搬	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
施設	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
事務所(住所含む)および施設の所有権を有を証する書類	事務所(住所含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図 (P82)			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書			*1	*1	*1	*1
保管施設	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
特別管理産業廃棄物の表示方法等を説明した書類または写真							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1) (税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書 (別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))		—		—			
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書		注	—	—	*3	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	—	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	—	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103, 104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

—の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

5) 産業廃棄物処分量(中間処理)許可申請(法人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物処分量許可申請書 (許可申請(P57~59)・変更許可申請(P60~62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(本店含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設 廃棄物保管施設調査 (P89)			*1	*1	*1	*1
	処理施設 施設の構造に関する調査 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	施設の構造に関する調査 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1	*1
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	施設の維持管理に関する調査 (P92、93)			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調査 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)				*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調査および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調査および結果書 (P33)		—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

—の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

6) 産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物処分業許可申請書 (許可申請(P57~59)・変更許可申請(P60~62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(住所含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設 廃棄物保管施設調書 (P89)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
処理施設の構造に関する調書	施設の構造に関する調書 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1	*1
	施設の維持管理に関する調書 (P92、93)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)				*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		-		-			
直前3年の確定申告書		-		-			
(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))							
住民票の写し		-	*3	-	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書		注	*3	-	*3	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		-	*3	-	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	*3	-	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		-	*3	-	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	*3	-	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		-	*4	-	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		-	*4	-	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

一 の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

7) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(法人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (許可申請 (P67~69)・変更許可申請(P70~72))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(本店含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設	廃棄物保管施設調査 (P89)			*1	*1	*1
		平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1
	処理施設	施設の構造に関する調査 (P90、91)			*1	*1	*1
		平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1
施設の維持管理に関する調査 (P92、93)				*1	*1	*1	
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図							
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1	
上記の土地の土地利用に関する調査 (P97)			*1	*1	*1	*1	
施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1	
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)				*1	*1	*1	*1
特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項(感染性廃棄物および特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く)	分析を行う設備の概要を記した書類						
	分析を行う者が当該分析について知識および技能を有することを証する書類						
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—	*2	—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—	*2	—	*2	*2	*2
定款または寄付行為		*2	*2	*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—	—	—	—	—	—
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用者がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調査および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調査および結果書 (P33)		—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用者、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

8) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (許可申請(P67~69)・変更許可申請(P70~72))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	事務所(住所含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設 廃棄物保管施設調書 (P89)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	処理施設 施設の構造に関する調書 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1	*1
	施設の維持管理に関する調書 (P92、93)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供すること	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図						
を証する書類	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)			*1	*1	*1	*1
特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項(感染性廃棄物および特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く)	分析を行う設備の概要を記した書類 分析を行う者が当該分析について知識および技能を有することを証する書類						
	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)						
	当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)						
	資産に関する調書 (P95)						
	直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)	—		—			
	直前3年の確定申告書 (別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))	—		—			
	住民票の写し	—	*3	—	*3	*3	*3
	登記されていないことの証明書 注	—	*3	—	*3	*3	*3
	誓約書 (P96)	*3	*3	*3	*3	*3	*3
	未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】	—	*3	—	*3	*3	*3
	上記の者の登記されていないことの証明書 注	—	*3	—	*3	*3	*3
	政令第6条の10に規定する使用人がある場合はその者の住民票の写し	—	*3	—	*3	*3	*3
	上記の者の登記されていないことの証明書 注	—	*3	—	*3	*3	*3
	処理施設維持管理計画書 (P98)			*1	*1	*1	*1
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*4	*4	*4	*4		
	事業計画に関する説明会の議事録	*4	*4	*4	*4		
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	—	*4	—	*4		
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	—	*4	—	*4		
	産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)						
	先行許可証の提出に係る申立書 (P107)						
	規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書					*5	*5
	規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類					*5	*5
	その他知事が必要と認める書類						

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

9) 産業廃棄物処分量(埋立処分)許可申請(法人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願	(P53)						
産業廃棄物処分量許可申請書	(許可申請(P57~59)・変更許可申請(P60~62))	案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量(P83) 処理施設の概要(P85) 処理の具体的な計画(P86) 環境保全措置の概要(P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	事務所(本店含む)および施設の付近の見取り図 施設の構造に関する調書(P91) 平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
残容量について確認することが出来る図面および計算書		—	—				
施設の所有権を有することを証する書類	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。) 施設の維持管理に関する調書(P93) 事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図 上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類 上記の土地の土地利用に関する調書(P97) 施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類	(P94)						
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為							
登記事項証明書		—		—			
誓約書	(P96)	*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書	(P98)			*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書	(P32)	*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書	(P33)	—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書	(P103、106)						
先行許可証の提出に係る申立書	(P107)						
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分量の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

—の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

10) 産業廃棄物処分量(埋立処分)許可申請(個人)

必要書類		新	規	変	更	更	新
		審	本	審	本	審	本
		査	申	査	申	査	申
		願	請	願	請	願	請
事業計画等審査願	(P53)						
産業廃棄物処分量許可申請書	(許可申請(P57~59)・変更許可申請(P60~62))	案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量(P83) 処理施設の概要(P85) 処理の具体的な計画(P86) 環境保全措置の概要(P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	事務所(住所含む)および施設の付近の見取り図(P91) 施設の構造に関する調書			*1	*1	*1	*1
施設に関する書類	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
おおよび施設的所有権を有することを証する書類	残容量について確認することが出来る図面および計算書 周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)	-	-				
	施設の維持管理に関する調書(P93)			*1	*1	*1	*1
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図						
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書(P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類(P94)							
資産に関する調書(P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		-	-	-	-	-	-
直前3年の確定申告書(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))		-	-	-	-	-	-
住民票の写し		-	*3	-	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書誓約書(P96)		注	-	*3	-	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員住民票の写し】			*3	*3	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	-	*3	-	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し			-	*3	-	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	-	*3	-	*3	*3
処理施設維持管理計画書(P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書(P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書(P33)		-	*4	-	*4		
生活環境影響調査結果面に関する説明会の議事録		-	*4	-	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書(P103、106)							
先行許可証の提出に係る申立書(P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分量の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

—の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

11) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その1 (積替え保管を含む収集運搬業・処分業共通)

変更の内容	提出書類		確認欄
共通	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更(廃止)届 (P63、73)		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為	
		当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	許可証		
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し)		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書 (法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書) 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
	(代表者が変更する場合) 許可証		
5%以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し (新たな株主または出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
事務所および事業場 (駐車場を含む。)の所在地	運搬施設の概要 (P76)		
	事務所および事業場所在地一覧表 (P100)		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
		届出者が個人の場合	住民票の写し
	住所の所在地付近の見取図		
	許可証		
事業の廃止	許可証		

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

(車両、保管施設、事業の用に供する施設の変更については、次ページ以降を確認してください。)

12) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その2 (積替え保管を含む収集運搬業)

変更の内容	提出書類	確認欄
<input type="checkbox"/> 車両の変更 (参考: 収集運搬業 (積替え・保管含ま ない) 許可の手引 きに基づき作成し てください。)	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届 (P63、73)	
	運搬施設の概要 (P76)	
	運搬車両の写真 (P78)	
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	
	使用権原を有することを証明する書類 (車検証で確認できる場合を除く。) (P101)	
<input type="checkbox"/> 保管施設の変更	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	廃棄物保管施設調書 (P82)	
	平面図・立面図・断面図・構造図	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	
	事業計画に関する説明会の議事録	
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	
	許可証	
	その他知事が必要と認める書類	
注 屋外保管から屋内保管とする場合および屋内保管において保管施設として用いている建物の規模の変更がなく、保管する廃棄物の品目の変更(品目の減少に伴う場合を含む。)が無い場合は、地元説明会および生活環境影響調査を省略することができます。		

13) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その3 (処分業)

変更の内容	提出書類	確認欄
□保管施設の変更	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	廃棄物保管施設調書 (P89)	
	平面図・立面図・断面図・構造図	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*1
	事業計画に関する説明会の議事録	*1
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*1
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*1
	許可証	
その他知事が必要と認める書類		
□事業の用に供する施設の変更(中間処理業)	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	施設の構造に関する調書 (P90、91)	
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*2
	事業計画に関する説明会の議事録	*2
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*2
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*2
	許可証	
その他知事が必要と認める書類		
□事業の用に供する施設の変更(最終処分業)	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	施設の構造に関する調書 (P91)	
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)	
	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*2
	事業計画に関する説明会の議事録	*2
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*2
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*2
許可証		
その他知事が必要と認める書類		
<p>* 1 : 屋外保管から屋内保管とする場合および屋内保管において保管施設として用いている建物の規模の変更がなく、保管する廃棄物の品目の変更(品目の減少に伴う場合を含む。)が無い場合は、地元説明会および生活環境影響調査を省略することができます。</p> <p>* 2 : 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の5第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、地元説明会および生活環境影響調査に係る書類を省略することができます。</p>		

14) 特定欠格に係る届出

以下の事項を記載して提出すること

- 1 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 法第14条第1項または第6項もしくは法第14条の4第1項または第6項の許可の年月日および許可番号
- 3 法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号トに係るものを除く。）または第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号トまたは第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下「当該欠格要件」という。）および該当するに至つた具体的事由
- 4 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

事業計画等審査願

（あて先）

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

FAX番号

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出（該当条項を○で囲んでください。）

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条第1項	法第14条第1項	法第14条第6項	法第14条第6項
	変更許可	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項
	更新許可	法第14条第2項	法第14条第2項	法第14条第7項	法第14条第7項
	変更届		法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条の4第1項	法第14条の4第1項	法第14条の4第6項	法第14条の4第6項
	変更許可	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項
	更新許可	法第14条の4第2項	法第14条の4第2項	法第14条の4第7項	法第14条の4第7項
	変更届		法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第15条第1項
	変更許可	法第15条の2の6第1項

再生利用業	新規指定	省令第9条第2号
		省令第10条の3第2号
	変更指定	細則第17条第1項

2 現有する許可等の内容

許可（指定）年月日		許可（指定）番号	
許可（指定）の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

申請者（〒 _____ ）

住 所

氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 _____ 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』 以上 項目
変 更 の 内 容	『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』 以上 項目
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない </div>

（日本産業規格 A列4番）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称		

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

届出者（〒 _____ ）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 _____ 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 （規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

申請者（〒 — ）

住 所.....

氏 名.....
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	<p style="text-align: right;">以上 項目</p> 事業の区分：積替え・保管を含む
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない

（日本産業規格 A列4番）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

申請者（〒 — ）

住.....所.....

氏.....名.....

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
	事業場 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
事業の用に供する施設の種別及び数量	
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種別、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種別、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	許可を取得された事業者の産業廃棄物 処理業者一覧への掲載について <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない </div>

（日本産業規格 A列4番）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者（〒 - ）

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	許可を取得された事業者の産業廃棄物 処理業者一覧への掲載について <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない

(日本産業規格 A列4番)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称		

(特別管理) 産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

滋賀県知事

届出者 (〒 -)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第14条の5第3項)において準用する第7条の2第4項の規定により、届け出ます。

許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

備考

この届出書は、欠格要件に至った日から2週間以内に提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称 及び所在地）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					新・継・廃
2					新・継・廃
3					新・継・廃
4					新・継・廃
5					新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途		容量	備考	

(3) 積替え又は保管施設の概要

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(2) 収集運搬業務を行う時間

(3) 休業日

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 年 月 日

廃棄物保管施設調書				
所在地				
土地および建物の所有者				
保管場所の面積	m ²			
保管の方法	屋内 屋外 容器 その他 ()			
囲いの構造および施設の表示方法				
保管施設の掲示板				
廃棄物の最高保管高さ	m			
保管上限能力 [(A)と(C)のうち少ない数量]	t・m ³			
保管場所の面積から算定した保管上限(A)	t・m ³			
保管する産業廃棄物の種類				
1日あたりの平均的な搬出量(B)	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
平均的な搬出量に7を乗じた数量(B)×7	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
平均的な搬出量より算出した保管上限(C)	t・m ³			
飛散、流出に対する措置				
地下浸透に対する措置				
悪臭に対する措置				
ねずみ、害虫等の発生に対する措置				
その他の措置				
搬入および搬出の時間および方法				

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処理を計画している産業廃棄物の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地（処分場の名称 及び所在地）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

3. 施設の概要 (中間処理)		
処理施設の種類		
設置場所		
設置年月日		
処理施設の型式 (メーカー名、型番等)		
処理施設の処理方式および 設備の概要		
処理能力 m ³ /時間、t/時間、 m ³ /日(時間)、t/日(時間)		
環 境 保 全 対 策	大気 (粉じんを含む)	
	水質 (地下水等を含む)	
	騒音、振動	
	悪臭	
	廃棄物の飛散、流出	
	その他	
備考 処理施設が複数以上ある場合は、施設ごとに作成すること。		

(日本産業規格 A列4番)

3. 施設の概要 (最終処分場)	
最終処分場の種類および名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造および設備の概要	
埋立処分の方法等	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

4. 処分業務の具体的な計画

(処分業務を行う時間、休業日および従業員数を含む。)

(1) 処分業務を行う時間 (処理工程ごとに記入すること。)

(2) 休業日

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者または申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本産業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設等廃棄物処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類				
種類および発生量				
[t / 日 (m ³ / 日)]				
性 状 お よ び 形 状	大きさ			
	色			
	pH			
	熱しゃく減量 [%]			
	含水率 [%]			
	油分 [%]			
	腐敗物 [%]			
	有害物質			
飛散・流出防止対策				
処理方法	売却 (売却先)			
	委託処理 (処分業者名、所在地および処分方法)			
	自己処理 (処理方法)			
備考 処理施設が複数以上ある場合は、施設ごとに作成すること。				

(日本産業規格 A列4番)

廃棄物保管施設調書				
所在地				
土地および建物の所有者				
保管場所の面積	m ²			
保管の方法	屋内 屋外 容器 その他 ()			
囲いの構造および施設の表示方法				
保管施設の掲示板				
廃棄物の最高保管高さ	m			
保管上限能力 [(A)と(D)のうち少ない数量]	t・m ³			
保管場所の面積から算定した保管上限(A)	t・m ³			
保管する産業廃棄物の種類				
処分方法				
1日あたりの処理能力(B)	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
法に規定された保管可能日数(C)	日	日	日	日
処理能力から算出した保管上限 (B)×(C)	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
処理能力から算出した産業廃棄物の種類ごとの保管上限のうちの最大値(D)	t・m ³			
飛散、流出に対する措置				
地下浸透に対する措置				
悪臭に対する措置				
ねずみ、害虫等の発生に対する措置				
その他の措置				
搬入および搬出の時間および方法				

(日本産業規格 A列4番)

構造基準適合に関する調書（共通基準）	
技術上の基準	計画の内容
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	

(日本産業規格 A列4番)

構造基準適合に関する調書（個別基準）	
技術上の基準	計画の内容
備考	
<p>1 申請施設に適用される基準を左欄に、その対応に係る計画を右欄に記載すること。記載しきれないときは、この様式例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>2 最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき記載すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

維持管理基準適合に関する調書（共通基準）	
技術上の基準	計画の内容
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	

維持管理基準適合に関する調書（個別基準）	
技術上の基準	計画の内容
備考	
<p>1 申請施設に適用される基準を左欄に、その対応に係る計画を右欄に記載すること。記載しきれないときは、この様式例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>2 最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき記載すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

土地利用に関する調書				
住所 申請者 氏名				
申請地の住所				
設置を計画している 処理施設等				
申請に係る土地の 概要	申請面積	m ²		
	宅地造成行為	有	無	
	事務所等建設行為	有	無	
都市計画区域 (該当するものを ○印で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 (地域) ・市街化調整区域 ・未線引き都市計画区域 ・都市計画区域外 			
敷地の変遷	造 成 年 月 日	規 模	造成の有無	都市計画法の許可
	新設 年 月 日	m ²	有 無	線引前 許可等 適用除外
	増設 年 月 日	m ²	有 無	線引前 許可等 適用除外
	増設 年 月 日	m ²	有 無	線引前 許可等 適用除外
	計	m ²		
建築物の変遷	建 築 年 月 日	規 模	棟別用途	建築確認の有無
	新築 年 月 日	m ²		有 無
	年 月 日	m ²		有 無
	年 月 日	m ²		有 無
	計	m ²		

(日本産業規格 A列 4番)

<p>排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のため達成することとした数値</p>	
<p>その他周辺地域の保全のための遵守事項</p>	
<p>排ガスの性状、放流水の水質測定場所、測定項目、測定頻度</p>	
<p>処理施設および付帯設備の点検・補修についての計画</p>	
<p>その他維持管理に関する事項</p>	

注 維持管理計画について記載した書類がある場合は、この計画書に添付すること。
 (日本産業規格 A列4番)

車両の貸借に関する証明書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明いたします。

万一、適合しなくなった場合には借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届出を行うことを誓約いたします。

1. 貸借目的 借主が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うために使用すること。
2. 貸借条件 ①借主、または借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
- ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
- ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。

3. 自動車登録番号 _____

(貸主) 住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 () -

(借主) 住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

※留意事項

貸主は自動車検査証の使用者欄の方を記入してください。

同時申請（届出）に関する申立書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請（届出）者

住 所

.....
氏 名（法人にあっては名称および代表者の氏名）
.....

本申請（届出）書における下記2の添付書類については、年 月 日付けで同時に提出しました下記1の許可申請（届出）書における添付書類と共通しておりますことを申し立てます。

記

1. 同時申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

- 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業
- 新規許可申請書 更新許可申請書 事業範囲変更許可申請書 変更届出書

2. 共通している書類

- 運搬施設の概要（第2面） 直前3年分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表
- 運搬車両の写真（第6面） 直前3年分の納税証明書（その1）
- 運搬容器等の写真（第7面） 直前3年分の確定申告書の写し
- 自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し 定款または寄附行為
- 車両の使用権原を有することを証する書類（車両の貸借に関する証明書） 法人の登記事項証明書
- 事務所および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図 住民票の写し等
- 講習会の修了証の写し 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 等
- 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（第8面） 資産に関する調書（個人用）（第9面）
- 納税証明書等が添付できない理由書 先行許可証の提出に係る申立書
- 経理的基礎に関する申立書 誓約書
- 優良産廃処理業者認定関係書類

(特別管理) 産業廃棄物処理業 (更新・変更)
許可申請添付書類一部省略の申立書

年 月 日

滋賀県知事

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物処理業の (更新・変更) 許可申請を行うにあたり、申請書に添付していない書類は過去の申請または産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書において提出している書類の内容に変更がないので省略します。

なお、滋賀県から許可審査上必要と求められた場合は、関係書類を提出します。

(特別管理) 産業廃棄物 収集運搬業 (変更・更新) 許可申請書省略書類一覧

項 目		省略した書類に ○印を記入		
		変 更	更 新	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画 収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量		/	
	収集運搬業務の具体的な計画			
	環境保全措置の概要			
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	運搬施設	運搬車両の写真		
		運搬容器等の写真		
		自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		
		車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類		
	事務所および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図			
	保管施設	廃棄物保管施設調書		
		平面図・立面図・断面図・構造図		
		保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図		
		上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類		
		上記の土地の土地利用に関する調書		
処理施設維持管理計画調書				

(特別管理) 産業廃棄物 中間処理業 (変更・更新) 許可申請書省略書類一覧

項 目		省略した書類に ○印を記入		
		変 更	更 新	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画 処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量			
	処理施設の概要			
	処理の具体的な計画			
	環境保全措置の概要			
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む) 付近見取り図			
	保管施設	廃棄物保管施設調書		
		平面図・立面図・断面図・構造図		
	処理施設	施設の構造に関する調書		
		平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書		
		施設の維持管理に関する調書		
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			
	上記の土地の土地利用に関する調書			
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			
処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類				
処理施設維持管理計画調書				

(特別管理) 産業廃棄物 最終処分業 (変更・更新) 許可申請書省略書類一覧

項 目		省略した書類に ○印を記入	
		変 更	更 新
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画 処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量		
	処理施設の概要		
	処理の具体的な計画		
	環境保全措置の概要		
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所および施設の付近の見取り図		
	施設の構造に関する調書		
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書 (ただし、残容量について確認することが出来る図面および計算書は省略することはできません。)		
	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面		
	施設の維持管理に関する調書		
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類		
	上記の土地の土地利用に関する調書		
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類		
処理施設維持管理計画書			

先行許可証の提出に係る申立書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
.....

私、申請者は(特別管理)産業廃棄物処理業の申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第8項または同規則第10条の4第7項(これらを準用する場合を含む。)の適用を受けたいので、適法な先行許可証の写しを添付して申し立てます。

省略する書類	※事務処理欄
1 申請者が個人である場合 (1) 住民票の写し (2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	
2 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (1) 誓約書	
3 申請者が未成年者である場合 (1) 法定代理人の住民票の写し (2) 法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 <法定代理人が法人である場合> (3) 法人の登記事項証明書 (4) 法人の役員の住民票の写し (5) 法人の役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	
4 申請者が法人である場合 (1) 役員の住民票の写し (2) 役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (3) 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者(以下「株主」という。)の住民票の写し (4) 株主の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (※) 株主が法人である場合には、(3)(4)に代えて当該法人の登記事項証明書	
5 申請者に政令で定める使用人がある場合 (1) 住民票の写し (2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	
(注) ・申請者自身の登記事項証明書(申請者が法人である場合)は、省略できません。 ・先行許可制度を活用して許可申請をされる場合は、事業計画等審査願に、この申立書と適法な先行許可証の写しを添付してください。 また、本申請時には当該先行許可証を提示してください。 ・先行許可証の交付以降、役員等の変更があった場合、該当者については住民票の写し等の省略はできません。また、誓約書は省略できません。 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等には、医師の診断書等を含みます。	

納税証明書等が添付できない理由書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条、第 14 条の 4 等の規定により、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けるにあつて提出しなければならない書類のうち、下表の書類については、法人設立（個人事業開業）が 年 月 日であるため、直前 3 年の各事業年度に係るこれらの書類（の一部）が存在せず、添付することができません。

申請者が法人の場合		申請者が個人の場合	
	貸借対照表		確定申告書第一表、第二表の写し
	損益計算書	※ 該当する欄に○を記入 ※ 添付することができない理由は、必要に応じて適宜変更してください。	
	株主資本等変動計算書		
	個別注記表		
	法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書（その 1））		

産業廃棄物処分業等の許可申請における経理的基礎に関する追加資料等について

自己資本比率や経常利益などの状況によって、以下の資料を作成してください。

(1) 営業実績が3年以上の事業者

ア. 法人

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益の平均値	直前期の経常利益	追加する書類等
0～10%未満	赤字	赤字	<ul style="list-style-type: none"> 様式1-1 事業計画書 (新規または新たに施設を設置する場合) 様式1-2 経営改善計画書 様式2 事業収支計画書 金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表
債務超過	黒字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> 様式1-1 事業計画書 (新規または新たに施設を設置する場合) 様式1-2 経営改善計画書 様式2 事業収支計画書 金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表 中小企業診断士または公認会計士の診断書
		赤字	
	赤字	黒字	

留意事項

- 必要な資金が不足している場合は、上記の基準に適合していても不許可となります。
- 債務超過であり、直前3年間の経常利益の平均および直前の経常利益のいずれもが赤字の場合は不許可となります。
- 債務超過であり、直前3年間の経常利益の平均および直前の経常利益のいずれもが赤字の場合であっても、必要な資金が確保され、金銭債務の支払い不能になっておらず（少なくとも消費税等に滞納がなく）、今後利益が計上でき、5年以内に債務超過が解消できると判断できる場合は許可もあり得ます。この場合の追加資料は次のとおりです。
 - 様式1-1 事業計画書（新規または新たに施設を設置する場合）
 - 様式1-2 経営改善計画書
 - 様式2 事業収支計画書
 - 金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表
 - 中小企業診断士または公認会計士の診断書
 - 消費税に滞納がない旨の証明書（納税証明書その3の3）
 - 都道府県税に滞納がない旨の証明書

イ. 個人（営業実績とは、個人事業主としての営業実績であり、給与所得者としての実績は除きます。）

直前期の資産の状況	直前3年間の所得税の納税証明書	追加する書類等
負債が資産を上回っている場合	納税が発生している年がある	<ul style="list-style-type: none"> 様式1-1 事業計画書 (新規または新たに施設を設置する場合) 様式1-2 経営改善計画書 様式2 事業収支計画書 金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表 中小企業診断士または公認会計士の診断書
	毎年納税していないが、青色申告特別控除前の金額（白色申告場合は、収支内訳書の所得金額）がプラスである。	

留意事項

1. 資産と負債の関係は、許可申請の直前期における状況です。
2. 所得税の納税証明書の「納付すべき額」が0円の場合でも、確定申告書において青色申告特別控除前の金額（白色申告の場合は、確定申告書の収支内訳書の所得金額）がプラスである場合は納税したものとみなします。
3. 必要な資金が不足している場合は、上記の基準が適合していても不許可となります。
4. 負債が資産を上回っており、毎年納税額が発生していない場合は不許可となります。
5. 負債が資産を上回っており、毎年納税額が発生していない場合であっても、必要な資金が確保され、金銭債務の支払い不能になっておらず（少なくとも消費税等に滞納がなく）、今後利益が計上でき、5年以内に債務超過が解消できると判断できる場合は許可もあり得ます。この場合の追加資料は次のとおりです。
 - ・様式1-1 事業計画書（新規または新たに施設を設置する場合）
 - ・様式1-2 経営改善計画書
 - ・様式2 事業収支計画書
 - ・金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表
 - ・中小企業診断士または公認会計士の診断書
 - ・消費税に滞納がない旨の証明書（納税証明書その3の3）
 - ・都道府県税に滞納がない旨の証明書

(2) 営業実績が3年未満の事業者

〔 個人の場合の営業実績とは、個人事業主としての営業実績であり、給与所得者としての実績は除きます。 〕

直前3年の各事業年度の納税証明書や貸借対照表、損益計算書などの添付ができないことから次の資料を添付してください。

- ・直前3年間の貸借対照表、損益計算書、納税証明書等が添付できないことの理由書。
- ・様式1-1 事業計画書
- ・様式2 事業収支計画書
(今後5年間の見通しを記載してください。なお、既に営業実績がある場合は、その実績を含めた今後5年間の見通しを記載してください。)
- ・税務署に提出した開業届の写し（受付印があるもの）
- ・金融機関発行の借入残高証明書および返済予定表

留意事項

1. 必要な資金が確保されている必要があります。
2. 法人で開業時または申請時の試算表において債務超過になっていないことが必要です。
3. 個人の場合は資産等の調書において、資産額が負債額を満足している必要があります。
4. 必要な資金が確保されていれば、2あるいは3を満たしていない場合においても、金銭債務の支払い不能になっておらず（少なくとも県税等に滞納がなく）、運転資金がある間に経営が速やかに軌道に乗り、今後十分な利益が計上できると判断できる場合は許可もあり得ます。なお、この場合、更に次の資料を追加してください。
 - ・中小企業診断士または公認会計士の診断書
 - ・消費税に滞納がない旨の証明書（納税証明書その3の3）
 - ・都道府県税に滞納がない旨の証明書

滋賀県知事

申請者
住所

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請に係る事業概要は、次のとおりです。

1. 事業の種類
2. 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類
3. 取引先金融機関
(金融機関が発行した現在の借入残高証明書および返済予定表を添付)
4. 主要取引先
5. 資本金
6. 今後5年間の収支に関する見通し
(最終処分場にあつては埋立完了までとし、事業収支計画書に記載した数値の具体的な根拠を記入し、関係書類を添付)
7. 設備投資の内容
8. 施設設置にあたり必要資金を調達する場合の明細
(数値の具体的な根拠等を記入し、関係証明書類を添付)
 - (1) 必要な資金総額
 - (2) 調達先(融資等を証明する資料を添付)
 - (3) 返済計画
9. その他、特記すべき事項

注記：申請事業に係る計画について記載すること。

(様式1-2)

経営改善計画書

年 月 日

滋賀県知事

申請者
住 所
氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請に係る事業概要は、次のとおりです。

1. 今後5年間の収支に関する見通し
(最終処分場にあつては埋立完了までとし、事業収支計画書に記載した数値の具体的な根拠を記入し、関係書類を添付)
 - (1) 赤字計上等の要因

 - (2) 事業改善方策

 - (3) 改善スケジュール

 - (4) 実施管理体制と実施責任者

2. その他、特記すべき事項

事業収支計画書

注記 1 を確認して、該当する箇所に○印を施すこと。

	申請事業
	廃棄物処理部門
	企業全体

予 定

		実 績	1 期	最 終 期
A 売上高合計				
原 価 内 訳	材料費			
	外注費			
	労務費			
	減価償却費			
	維持管理積立金			最終処分場のみ
	その他			
B 売上原価				
C 売上総利益				= A - B
内 訳	役員報酬			
	人件費			
	減価償却費			
	その他			
D 一般管理・販売費				
E 営業利益				= C - D
F 営業外収益				
G 営業外費用				
H 経常利益				= E + F - G
I 特別利益				
J 特別損失				
K 税引前当期純利益				= H + I - J
L 法人税、住民税および事業税				
M 当期純利益				= K - L
① 前期繰越金				
② 償却前利益				= M + 減価償却費
③ 借入実行				
④ その他の資金調達				
⑤ 設備投資支払額				
⑥ 年間返済額				
⑦ 次期繰越金				= ① + ② + ③ + ④ - ⑤ - ⑥
要返済残高合計				

注記1：申請事業に係る事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）を作成すること。申請事業に係る事業収支計画書が長期的に収支相償していない場合、廃棄物処理部門あるいは企業全体の収支計画を作成すること。

注記2：D一般管理・販売費、L法人税、住民税および事業税は、企業全体の経費から本計画書を作成する区分に応じて、案分して計上すること。

注記3：本計画書における当期純利益とは、一般管理費や各種税金等においては企業全体から案分された費用を計上して、本計画書で算定されたものとする。

注記4：各項目を証明する書類として「決算書」および「各種納税証明書」に記載なき事項については証明する書類を添付すること。